

沖縄返還交渉の「第二ラウンド」

——一九六九年六月～七月——

中 島 琢 磨

はじめに

一 特別取り決め案の否定

二 秘密了解の要求

三 アメリカ側対案の手交とロジャース国務長官の来日
おわりに

はじめに

一九六九年、佐藤榮作政権は、沖縄の施政権返還交渉をニクソン (Richard M. Nixon) 政権と進めていた。同年六月、愛知揆一外相がワシントンで初の閣僚級協議を行い、沖縄の「核抜き」(沖縄からの核兵器の撤去)と「本土並み」(日米安全保障条約の沖縄への本土並み適用)での返還を求めている。争点は、返還後の日米安全保障条約にお

ける事前協議制度のあり方であった。交渉を通じて外務省は、事前協議制度を沖縄へ「本土並み」に適用することを主張し、その代わり、将来米軍の行動に関する事前協議が実施された際には、日本政府が好意的態度を示すとの基本的認識を、日米共同声明と日本側の一方的声明の二つを通じて発表することで交渉の妥結を目指した。

しかし、国務省は、外務省によるこの「声明方式」は受け入れたものの、別途新たな非公表文書による基地使用の保証を求めた。こうして六月の愛知訪米までに日米間では、事前協議制度の問題を「声明方式」で解決しようとする日本側と、非公表文書による基地使用の追加保証を求めるアメリカ側との対立が明確化したのであった。^①では、六月の愛知訪米後、対米交渉はどう展開したのか。

本稿の目的は、一九六九年六月の第一回愛知訪米の終了から、同年七月末のロジャーズ (William P. Rogers) 国務長官の来日までの、佐藤政権の沖縄返還をめぐる対米交渉過程を、事前協議制度の沖縄への適用の問題を中心に考察することにある。当時、この時期の対米交渉は、沖縄返還交渉の「第二ラウンド」と言われた。^②

「核抜き・本土並み」返還の内実を説明するにあたって、重要なのは、いかにして日米安全保障条約が「本土並み」に沖縄へ適用されるに至ったのかという問題である。そしてその際、日米安保条約における事前協議制度の沖縄への適用をめぐる交渉が、重要な分析対象となる。焦点は、返還後の沖縄への核兵器の再持ち込みと、沖縄から他国への米軍の戦闘作戦行動に関する事前協議が実施された際の、日本政府の対応であった。当時外務省は、国務省からの非公表文書作成の要求については外部に伏せており、この問題が一般に知られることはなかった。また、下田武三駐米大使をはじめとする外務省関係者の回想録でも、非公表文書の問題については言及がない。先行研究でも、史料の制約から、事前協議制度に関する対米交渉のまとまった分析はなされてこなかった。^③

加えて、沖縄の核兵器撤去をめぐる対米交渉は、外務省の把握していないところで複雑な状況が発生していた。か

つて一九六七年に佐藤首相の特使を務めた若泉敬京都産業大学教授が、一九六九年七月以降、再び対米交渉へ関与し、首相官邸とホワイト・ハウスの間にバック・チャンネルが形成されたのである。すでにこのことは、一九九四年に若泉本人が発表した著作によって明らかとなっていた。³⁾しかし、一九六九年の若泉の行動に関しては、史料制約もあり、また若泉の行動に対する評価の難しさもあり、沖縄返還研究において叙述に反映しにくい状況が続いた。

以上の研究上の問題点は、二〇一〇年の、沖縄返還交渉に関する外務省文書の大幅な公開によって、解決の兆しが見えてきた。文書公開に先立ち、二〇〇九年後半から二〇一〇年にかけて民主党政権下で実施された、いわゆる「密約」問題の検証作業では、若泉が作成に関与した「秘密合意議事録」も個別検討対象となった。二〇一〇年三月の有識者委員会による報告書では、沖縄の核撤去問題の解決が、日米共同声明第八項と「秘密合意議事録」によってなされた経緯が指摘されている。⁵⁾また、若泉に関しては、近年伝記的研究の蓄積が進んでいる。⁶⁾

「密約」問題に焦点を当てた有識者委員会の報告書に対して、筆者が新たに考えるのは、なぜ、返還後の沖縄の米軍基地の問題が、外務省の当初の解決案だった日米共同声明と日本側の一方的声明だけでなく、「秘密合意議事録」をとともなう形で決着するに至ったのかという点である。このことを明らかにするためには、核の再持ち込みや他国への戦闘作戦行動など個別論点ごとに着目するのではなく、それらを含めた返還後の事前協議制度のあり方そのものの問題に着目する必要がある。外務省は、返還後の事前協議制度の運用においては、核持ち込みの問題だけを法的に特別扱いしない立場であった。したがって、核持ち込みと戦闘作戦行動の問題の双方を同時に見据えた交渉過程の再構成が必要となる。同時に、外務省ルートと若泉ルートの双方を関連づけて分析し、お互いの行動が対米交渉全体にどう作用したのかを考察する必要がある。

本稿では、以上の点を踏まえながら交渉過程を考察する。諸史料の照合から見えてきたのは、おそらく当時の交

渉当事者たちが意図も認識もしていなかった、沖縄返還交渉における意外な状況である。第一回愛知訪米のあとの一九六九年七月、佐藤首相と愛知外相は、若泉に対して、ホワイト・ハウスからの情報収集を依頼した。しかし、若泉は独自の判断で、将来の核兵器問題の解決に向けた、外務省を介さない佐藤とニクソン大統領との間の外交ルートの開設をホワイト・ハウスへ求めた。するとキッシンジャー (Henry A. Kissinger) 大統領補佐官とハルペリン (Morton H. Halperin) 国家安全保障会議 (NSC) 補佐官は、逆に若泉に対して、必要なときには日本側が事前協議において沖縄への核の再持ち込みを認めることを、秘密了解で保証するよう求めたのであった。

この緊急時の核持ち込みに対する非公表の保証は、すでに国務省が外務省へ提案していたことであつた。⁽⁷⁾これについて外務本省は、非公表文書による秘密裏の保証は認めない方針を維持していた。しかし、若泉は、佐藤首相の意思に反して、秘密了解に前向きな考えを抱くようになっていた。先に述べると、一九六九年の若泉の行動は、外務省と若泉との間で「結果的な協力関係」が生じた一九六七年の状況とは、かなり異なる結果を生み出すことになった。

そのほか、六月の愛知訪米以降、対米交渉においては、沖縄返還をめぐる財政取り決めの問題が取り上げられるようになった。また日米間では、日本からアメリカへの繊維輸出の問題も顕在化している。本稿では、これらの論点について、関連する範囲で論及する。

以下、第一節では、第一回愛知訪米後の沖縄返還問題の展開について、外務省の特別取り決め案に対する認識を軸に考察する。第二節では、非公表文書・秘密了解の問題を中心に、外務省ルートと若泉ルートの双方の対米交渉を検討する。第三節では、一九六九年七月下旬のアメリカ側対案の手交と、ロジャーズ國務長官の来日を中心に考察する。なお本稿では、史料として、日米の公文書、当事者・関係者のインタビュー記録、日記、回想録、雑誌などを用いる。

一 特別取り決め案の否定

愛知外相が六月の訪米時に手交した、「核抜き・本土並み」返還の方針に基づく大まかな日米共同声明案は、その後の対米交渉の「たたき台」となった。この日本側案の手交を受けて、国務省は、早速日米共同声明のアメリカ側対案を出す準備をはじめている。⁽⁹⁾ 外務省は、国会では日本側案の手交について伏せ、しばらくアメリカ側対案の完成を待つことになった。日米交渉の中心は、一九六九年一月に発表する日米共同声明の作成へと移っていった。

第一回訪米時に愛知外相は、先手を打って「核抜き・本土並み」返還を主張するやり方をとった。⁽¹⁰⁾ 外務省は、戦術として意図的に高めの要求をしたわけではなく、はじめから正直に合意目標をアメリカ側へ提示した。同盟国との交渉という点を考えれば、これはあり得る方法であった。しかし、この方法には弱みもあった。相手が同盟国であるとはいえ、愛知の手法は、先に「腹の内」の大半をアメリカ側へ見せることにもなったからである。四月に岸信介元首相が、基地の自由使用を交換公文で明文化する案に言及したことも、アメリカ側に足もとを見透かされる可能性がある⁽¹¹⁾と見られた。

一方のニクソン政権は、同盟国との交渉とはいえ、はじめにアメリカ側の沖縄返還構想の全容を明らかにすることはしなかった。すでに政権中枢部では、交渉の最終段階で核兵器の撤去について検討する方針が決まっていた。⁽¹²⁾ しかし国務省は、六月の第一回愛知訪米時には、核兵器に関する具体的な見通しを示さなかった。国防省のレアード(Melvin R. Laird) 長官も、一切具体的な話に言及しなかった。⁽¹³⁾ 日本側は、「核抜き」についてはアメリカ側の対応待

ちという受け身の状況に置かれ、愛知訪米後は心理的にアメリカ側が優位に立つ状況が形成された。

愛知訪米後も佐藤首相や愛知外相は、衆参の本会議や外務委員会などで、返還後の事前協議制度について重ねて説明した。当時社会党などは、事前協議が実施されても日本は米軍の行動にすべて「ノー」と言うべきだと強く主張していた。これに対して佐藤は、六月一二日の衆議院本会議で、事前協議において「イエス」と言う場合もあり、「ノー」と言う場合もあることは当然であると説明した。愛知も、この日の本会議で訪米報告を行うなかで、「対等の立場でイエスと言ひ、ノーと言ひのが事前協議の適正な運営である」と理解を求めた。さらに国会で佐藤首相は、沖縄返還にともなう特別取り決めは考えていないと再度説明した。⁽¹⁴⁾

しかし、実際には国務省は外務省に対し、日米共同声明の裏付けとして、沖縄の基地の使用に関する非公表の文書の作成を検討していることを伝えていた。⁽¹⁵⁾ 東郷文彦アメリカ局長は、今後の対米交渉次第では、米軍の戦闘作戦行動の保証として、日米共同声明の解釈をまとめた文書を別途作成する可能性があると見ていた。また東郷は、アメリカ側が非常事態における核兵器の持ち込みに関する何らかの了解を求めてくる可能性もあると考えていた。⁽¹⁶⁾ とはいえ、まずは外務省は、国会では非公表文書をめぐる対米交渉のことは触れず、特別取り決めは結ばないという方針を言い続けた。外務省としては、国会承認がいらない方式で基地問題を解決しながらも、できる限り秘密としないという一見矛盾しそうなことを両立しなければならなかったのである。

野党は、特別取り決めの可能性を改めて追及した。外務省は、過去に特別取り決めを検討していたことを公にはしていなかったが、新聞社などマスメディアが野党へ情報を提供していたようである。六月一三日の衆議院外務委員会で社会党の穂積七郎は、アメリカが基地使用の保証のため特別の文書での取り決めを要求すれば、断らない場合があり得るのか質問した。愛知外相はこの特別の文書の問題について、「いまだ予測はできません」と答えてしまってい

る。同日、公明党の渡部一郎は、特別な取り決めをしないということは「交換公文、往復書簡、合意議事録、返還協定、秘密協定あるいは口頭の合意、そういうものは一切しないという意味なのか」と尋ねた。愛知は、「特別の取りきめはしたくない」と従来通りの答え方をするだけで、特別取り決めの具体的な形にまで踏み込んだ否定はしなかった。⁽¹⁷⁾ 六月一四日以降も、社会党から大出俊や檜崎弥之助など有力政治家が、佐藤首相や愛知に対して沖縄返還に関する質問を続けている。

沖縄の立法院でも、核兵器と基地の自由使用の問題に関心が集まっていた。六月一四日、瀬長亀次郎人民党委員長が、沖縄返還をめぐる交渉の方向は「核かくし」と「基地自由使用」であると主張したうえで、屋良朝苗主席に対し革新共闘会議の統一綱領に忠実に従って欲しい旨を求めた。屋良は、綱領は常に肌身離さず持っている⁽¹⁸⁾と答えている。

さて、こうしたなか、沖縄返還交渉をめぐっては、新たな展開があった。それは、若泉敬によるホワイト・ハウスとの秘密接触に向けた動きである。

それまで個人で日米間を往復し、首相官邸へ沖縄返還問題に関する情報を伝え続けていた若泉は、新聞などマスメディアの情報から、愛知外相が訪米時に核兵器撤去の示唆を得ていないことを心配していた。⁽¹⁹⁾ そして、この頃、木村俊夫官房副長官が、若泉に渡米の話を持ちかけていたようである。若泉は、愛知・ロジャーズ会談から約一週間後の六月一三日、楠田實総理首席秘書官のもとを訪れ、「木村副長官に呼ばれ、末次一郎氏も同席のところ、『七月頃密かに訪米して、キッシンジャーを中心にしたホワイトハウスとの接触をしてくれ。これは総理の意向だ』と言われたが、その件で総理の真意を聞きたい」と述べ、佐藤の意向を尋ねている。

楠田秘書官はその日のうちに、以上の若泉の話を佐藤首相へ確認した。しかし佐藤は、「木村の考えというより、

末次の構想だろう」と、「極めて冷ややかなる反応」を示した。つまり佐藤は、若泉渡米について、少なくとも木村官房副長官へ具体的に相談していたわけではなかった。⁽²⁰⁾ 他方で若泉は、六月一日、来日中のロストウ (Walt W. Rostow) 元大統領特別補佐官から、ホワイト・ハウスにおけるキッシンジャー補佐官の影響力が急速に高まっております、キッシンジャーを通じて日米首脳間の直接の「コンフィデンシャル・チャネル」を考えてはどうかと助言されている。⁽²¹⁾ ロストウの話も踏まえて若泉は、前回の一九六七年のときのように、再び自らが交渉へ関与する意思を明確にした。

しかし、首相官邸の反応は、若泉が期待したほど良くなかった。楠田秘書官は六月一八日に若泉と会い、「もし総理にその意向(若泉のアメリカへの派遣)があれば先方からそう切り出すはずだから、そのことは言わない方がいい」(括弧内筆者)と述べ、若泉へ自重を促した。そう言いながらも楠田は、とにかく若泉を佐藤と会わせることにした。⁽²²⁾

六月二日、佐藤首相は若泉と会っている。若泉は沖縄返還交渉の状況を尋ねた。若泉には、佐藤の口ぶり、外務省に交渉を任せておくことが不安げであるように見えた。若泉は前述のロストウの助言を説明し、「両首脳間の政治的なホットライン」を開いたらどうですか」と、若泉本人を介したホワイト・ハウスとの極秘の外交ルートの開設を提案した。佐藤は、以前ニクソン大統領からの手紙に、「何か必要があったら自分に直接言ってきてくれ」と書き加えられていたことに言及した。そのうえで佐藤は、「君、また一肌脱いでやってもらえるかい」と述べている。⁽²³⁾

この佐藤首相の発言は、あとも述べると、若泉による具体的交渉というよりは、ホワイト・ハウスからの直接の情報収集に期待を寄せたものであった。他方で佐藤はこのとき、キッシンジャー補佐官の地位と権力に対して懐疑的であった。たしかに、キッシンジャーは沖縄返還問題にそれほど精通しておらず、また沖縄返還をめぐる対日交

渉は国務省が担当していた。佐藤の見方は、沖縄返還の領域については、当時のニクソン政権内の実情を捉えていたと言つてよい。これに対して若泉は、「相手としてはキッシンジャーしかない」と佐藤を説得している。渡米について結論はでなかったが、若泉は、「総理は私の提言にかなり心を動かされたようであった」と回想している。⁽²⁴⁾ 佐藤は七月に再び若泉と会うことにし、⁽²⁵⁾ 楠田秘書官に対して、総理官邸用のレター・ペーパーと封筒を若泉へ渡すよう指示した。⁽²⁶⁾ 若泉の提案を受け、まずは若泉が佐藤の信任状の案を作成することになったものと見られる。

しかし、二年前に若泉を特使として派遣したときと比べ、佐藤首相の対応には変化が見られる。このあと佐藤は、若泉渡米の話を愛知外相へ相談した。その結果、佐藤ではなく愛知が若泉へ渡米の依頼することになった。数日後、楠田秘書官が若泉へ連絡し、佐藤の意向としてはじめに愛知と会って欲しいと伝えている。⁽²⁷⁾ 若泉からすれば、佐藤へ内密に渡米を提案したはずが、愛知と会うことを求められるという「肩透かし」を受けた。愛知としては、自分が若泉と会うことで、外務省主導の原則を維持すべきと考えたのであろう。愛知と若泉が会うのは、その後七月七日のことになる。

他方、愛知訪米時に沖縄返還にともなう財政の問題が持ち出されたことで、国会でも財政・経済の問題が取り上げられるようになっていた。たとえば六月一七日の衆議院決算委員会では、社会党の田中武夫が沖縄返還にともなう補償や原状回復の問題を取り上げている。⁽²⁸⁾ 沖縄の立法院では、復帰した際には財産は沖縄県民に帰属するのが当然だとの声があがっている。⁽²⁹⁾

財政問題について大蔵省では、六月に検討グループが作られている。検討グループの長は竹内道雄内閣官房審議官で、戸塚岩夫参事官がその補佐についた。各部局との調整が必要なため、大臣官房が検討グループを所管した。六月一九日、村井七郎国際金融局長は大蔵省の局長室で、駐日大使館のフィナット (Finatt) を竹内と戸塚へ紹介した。

この日は、柏木雄介財務官、松川道哉審議官（国際金融局担当）、副島有年参事官も同席している。大蔵省は担当者
を沖縄へ派遣する予定で、詳細な検討に着手する前にアメリカ政府からのデータを要求していた。大蔵省は、まずは
各項目で値切り交渉をしたうえで、全体的方針について合意する考えだと見られた。⁽³⁰⁾

こうして、大蔵省も六月の愛知訪米後に財政問題へ取り組みはじめていたが、大蔵省の対米交渉において、外務省
との連携はなかった。⁽³¹⁾ 大蔵省は、慣例として、財政にかかわる案件については独自で他国の当局と交渉していた。⁽³²⁾ 沖縄
返還にあたって、大蔵省は財政分野については独自に行動している。

このころ野党は、外務省が国会承認を得ずに合意議事録を秘密裏に作り、それにより沖縄の基地の自由使用を認め
る案を検討しているのではないかと疑いの目を向けていた。六月二〇日の衆議院内閣委員会で民社党の受田新吉は、
沖縄返還後の事前協議について、国会承認を得ずに政府の判断で合意議事録を作ろうとするのか、はっきりした答え
が出ていないと指摘し、「特別取りきめもしない、合意議事録も用いない。しからばどんなやり方があるのか。秘密
外交で片づけていただいたら、国民外交を念願するわれわれとしても承服できないわけです」と質問した。東郷アメ
リカ局長は、「わがほうの基本的考え方は、特別取りきめなしでやる、また秘密外交はやらぬ、そういうことでござ
います」と秘密外交を否定した。また佐藤正二条約局長は、形式よりも内容の問題であるとして、合意議事録の内容
に法律事項が入っているときには、国会の承認をとるという形になると説明した。⁽³³⁾ これらアメリカ局長と条約局長の
国会での発言は、政府見解として重みをもつものであった。

その一方で外務省は、朝鮮半島や台湾への米軍の戦闘作戦行動について、事前協議で「イエス」と言う可能性を含
んだ立場を、国会で明確に表明するようになっていた。同日東郷アメリカ局長は、日本の基地からこれらの地域に発
進する米軍の戦闘作戦行動について、「事前協議においてイエスと言う場合もありノーと言う場合もある」、「その諾

否の基準というのはやはり日本自身の国益、特に日本の安全という見地から判断されなければならない」と説明している。³¹⁾

こうしたなかニクソン政権内では、対日交渉に向けた組織作りが進んでいた。六月一九日、東アジア省庁間グループでは、①日米共同声明の作成グループ、②経済・財政問題の検討グループ、③沖縄防衛の引き継ぎ問題の検討グループ、④民政・行政権の問題の検討グループの設置が提案された。このなかで、本稿において重要となる日米共同声明グループの長には、フィン (Richard B. Finn) 国務省日本部長が就いた。³²⁾

ニクソン政権内では、沖縄の基地の使用について、組織だつて非公開の保証の必要性が検討されていた。この日の東アジア省庁間グループの会議では、日米共同声明の作成グループが、どのような非公開（ないし内密）の保証 (private assurances) が必要となるかについても検討、決定することとされた。また、会議では、六月に愛知外相が手交した日米共同声明の日本側案について討議されている。このなかでフィン日本部長は、日本側案は沖縄の米軍基地の韓国への関与に関しては協力的だと理解したが、台湾と東南アジアの地域については満足していなかった。またブラウン (Winthrop G. Brown) 国務次官補代理は、戦闘作戦行動の問題について、どのようなことを声明で公にし、どのようなことを非公開にとめておく必要があるか、問題提起した。さらにエプス (Horace H. Epps, Jr.) 海軍少将は、どのような米軍の軍事行動を許可するのか日本政府は説明する必要があると指摘している。これに対してブラウンは、予測可能な事例をリスト化する方式 ("foreseeable cases" formula) については、六月の愛知訪米時に取り下げていることを説明した。³⁶⁾

この日の討議で、フィン日本部長らの日米共同声明作成グループが作る日米共同声明案は、完全にアメリカ側の立場に立った対案とすることで合意された。またブラウン国務次官補代理は、日本側が一九七二年の沖縄返還を希望し

ていたのに対し、交渉の「カード」として、一九七三年から一九七五年の間の返還案を検討してはどうかと提案している。⁽³⁷⁾

愛知訪米を終えた外務省は、沖縄への報告を行っていた。六月二〇日、千葉一夫アメリカ局北米第一課長が沖縄を訪問し、屋良朝苗主席へ渡米報告を行っている。千葉は、①「核基地つきは困る」、②日米安全保障条約の枠内で沖縄返還を実現する、③特別協定はしない、といった従来の方針を屋良へ強調した。屋良は、「核基地なしで、安保条約を適用した基地にするといっても、基地の機能、規模、密度など本土とはちがうので問題がある。そのことについても、こんどの交渉で話し合ったか」と聞いた。このように屋良は、法的な「本土並み」の実現より、むしろ実態面で基地負担を「本土並み」へ軽減することを求めた。千葉は、「沖縄の人たちの気持ちはよくわかる。しかし、こんどの交渉は第一ラウンドであり、そのような具体的な問題についての討議はなかった」と答えた。⁽³⁸⁾

沖縄では、米軍基地へ理解を示す佐藤政権への批判が強まっていた。六月二三日、「慰霊の日」を迎えた摩文仁では、琉球政府主催の沖縄全戦没者追悼式が行われた。沖縄県祖国復帰協議会はこの日を「反戦の日」「反戦・平和の行動デー」と位置づけ、嘉手納村で「安保廃棄・B52撤去・即時無条件全面返還要求県民大会」を開催している。大会では、佐藤政権の沖縄返還交渉のやり方に対する批判があがった。東京でも、社会党系の労組や団体で構成された反安保全国実行委員が明治公園で集会を開いた。⁽³⁹⁾六月二四日、社会党は国民運動局長会議で、十一月の佐藤訪米に向かつての「安保廃棄闘争計画」を固めることで了承している。

他方、外務省は、日米共同声明のアメリカ側対案を待ちながらも、国務省の意向を確認し続けていた。大河原良雄アメリカ局参事官は、六月下旬から七月上旬にかけてワシントンDCに滞在し、アメリカ側と意見交換を行っている。アメリカ側関係者は、従来通り強い態度を示している。⁽⁴⁰⁾六月二四日、大河原は、日米共同声明のアメリカ側対案

を作成中であったフィン国務省日本部長と会談している。フィンは日米共同声明に関連して、「プライベートアンダスタンディング」(秘密の了解)が必要とされるかについて検討することになろうと伝えた。⁽¹¹⁾このように、フィンは前述の東アジア省庁間グループの会議で決まった内容に沿って見解を述べている。ジョンソン(U. Alexis Johnson)國務次官も、六月二七日に大河原に対し、日米共同声明の解釈を明らかにする「秘密文書の交かんの適否」について検討を加えたいと述べた。⁽¹²⁾

「秘密文書」の例として、アメリカ側が検討していたのは、議事録の形式の文書であった。七月一日、ハルペリンNSC補佐官は大河原参事官に対し、「事前協議に関する日米両国間の了解を例えば議事録の形式で文書にしておくことが望ましい」と提案した。連邦議会の納得を得るにはかかる文書が存在が必要であるというのが、ハルペリンの理由であった。大河原は、特別取り決めは結ばない方針を改めて説明している。⁽¹³⁾このようにハルペリンの解決案は、前もって日米両国が、いざ事前協議が実施された場合には日本側が米軍の行動に前向きな回答を示すことで合意し、それを非公表の合意議事録として文書で残しておくというものであった。

しかし、ハルペリンNSC補佐官の提案に沿って、議事録形式の非公表文書を作成すれば、それは国会承認を得ずに一九六〇年の「条約第六条の実施に関する交換公文」の内容を変更することを意味した。⁽¹⁴⁾外務省は、本来は国会承認を必要とすることを、非公表の合意議事録で保証することは、法的に見て問題だと捉えていた。また政治的に見ても、もし非公表文書が存在が明るになれば、佐藤政権に大ダメージを与え、翌年に控えた日米安全保障条約の延長問題に影響を及ぼしてしまう。

外務本省は、特別取り決めなしでの解決の方針を維持していた。東郷アメリカ局長は、七月一日付で下田武三駐米大使へ書簡を送り、丁重ながらもはっきりと、かつて下田が主張した「下田フォーミュラ」には難点があると伝え

た。また書簡で東郷は、現行日米安保条約と関連取り決めの枠内で解決を図る他ないとの方針を述べ、理解を求めている。⁽⁴⁵⁾「下田フォーミユラ」とは、第一回愛知訪米のころに下田が提示した試案で、極東およびその周辺地域において、すでに集団安全保障措置として米軍が派遣されている地域への米軍の出撃については、日本側が便宜の取り計らいをすることを骨子としたものであった。⁽⁴⁶⁾これは、米軍の他国への戦闘作戦行動に事前同意を与える、特別取り決めとして位置づけられる。さらに、米軍の行動の範囲を「極東およびその周辺地域」としており、既存の日米安保条約が定める極東の範囲を超えた米軍の戦闘作戦行動を認めていた。したがって「下田フォーミユラ」は、日米安保条約の沖縄への「本土並み」適用という枠からはみ出した案であった。

こうしたなか、大蔵省は六月三〇日、竹内道雄審議官を資産補償問題の調査のため沖縄へ派遣している。沖縄で竹内は、アメリカ側関係者や琉球政府、開発金融公社、琉球銀行、公社関係者と協議を行った。このとき屋良主席は、沖縄の行政ビル、開発金融公社、電力、水道公社などはガリオア資金で設立されたもので、住民に譲渡されたものとの立場を示し、補償の必要はないと主張した。⁽⁴⁷⁾

また防衛庁内局や統合幕僚会議では、沖縄への自衛隊配備について、海自一地方隊などを配置し、海上・航空に主力を置く案などを検討していた。⁽⁴⁸⁾防衛庁では、返還後の事前協議制度について強い意見があった。防衛庁内では、「条約第六条の実施に関する交換公文」に基づく事前協議では、日本側が「ノー」と言いにくい状況が生まれると考え、むしろ日米安全保障条約第四条の「随時協議」を普段から緊密に行い、日本が米軍の行動をしっかりとつかんでおき、日本の基地からの米軍の直接発進の事態がなるべくないようアメリカ側をリードすべきとの意見も出ていた。⁽⁴⁹⁾

しかし、多くの沖縄住民は、そもそも沖縄の基地の存在自体に反対であった。七月五日、屋良主席は、新たに駐日大使に就任したマイヤー (Armin H. Meyer) と沖縄で会談し、「即時無条件全面返還」やB52の撤去、原潜寄港の即

時取りやめなど七項目を要請している⁵⁰。実際に日米の外交当局間の交渉で争点になっていたのは、基地の存在を前提としたうえでの、返還後の事前協議制度のあり方であった。沖縄返還交渉中、沖縄住民と外務省との間には、求める返還のあり方をめぐって大きな認識の差があったのである。

二 秘密了解の要求

こうしたなか、七月七日の午後、愛知外相は予定通り若泉と会っている。愛知は若泉に対し、「あなたのお話を総理から聞きました」、「キッシンジャーがホワイトハウスで何を考え何をやっているのか、こちらとしてもぜひ知りたい」と述べ、外務省とは別ルートで、「なるべく早い機会に、彼に会って感触を探ってきていただませんか」と打診した。若泉は、「やるとしたらごくごく静かな形ですね」と述べ、話を洩らさないよう求めている。愛知は、若泉が日本側の交渉方針を尋ねたのに応じて、①「核抜き、本土並み」、②事前協議は適正運用をはかる、③緊急時の核の持ち込みに対して「イエス」もあり得る、④特別の取り決めや秘密協定は結ばない、と説明した⁵¹。以上は、従来通りの外務省の構想だが、③はアメリカ側寄りの言い方になっている。

同日夕方、佐藤首相は別途首相官邸で若泉と会い、はっきりと「ワシントンに行ってもらいたい」と指示した。ただし佐藤は、「相手とよく電話で打ち合わせたうえで、慎重にやってくれたまえ」とも述べている。若泉は、佐藤が愛知外相と話を共有していることに不満を抱いた。若泉は、愛知の要請に基づいて渡米する意思はないと大胆に主張し、さらに極秘裏にやる考えを述べ、佐藤の信任状を求めている。佐藤は若泉の文案どおり、信任状を認めている⁵²。

若泉は秘匿性にこだわった。彼は佐藤首相に対し、キッシンジャー補佐官との会談については今後愛知外相に話さないよう求めた。⁽⁵³⁾ 若泉は楠田秘書官に対しても、訪米の内幕について「絶対に他言しないでくれ」と繰り返し述べている。⁽⁵⁴⁾ 若泉は、彼の行動が外務省幹部へ洩れ伝わることを恐れたのだと推察される。二年前の一九六七年の日米首脳会談の際、佐藤は若泉を通じて秘密交渉を行った。このとき、外務省から首相官邸へ出向していた本野盛幸秘書官と若泉の間には、連携があった。ただ、そのあと外務省幹部が、本野に対して疑惑や不満の態度を示している。⁽⁵⁵⁾ そのこともあつてか、管見の範囲では、本野の後任である小杉照夫秘書官が若泉と連携していた形跡はない。一九六九年に入り外務省は、首相官邸が「二元外交」を行わないか警戒していた。⁽⁵⁶⁾ こうした状況のなか若泉は、行動にかなり気をつかっていたのだと思われる。

同日佐藤首相は、若泉との会談終了後、愛知外相と電話で再び話し合っている。⁽⁵⁷⁾ どうやらここで愛知は、改めて佐藤に慎重な対応を進言したように思われる。愛知との会話ののちに書かれたと思われる佐藤の日記の記述は、決して若泉渡米に積極的な期待を寄せたものではなかった。佐藤は、「若泉敬君がやって来て、どうしても訪米してキンチャー氏と会談する要ありと云ふ。まづ電話して充分話し、然る後出かける事」と書いている。⁽⁵⁸⁾ 一九八〇年代に入つて若泉は、佐藤寛子に対して、佐藤榮作が残した日記の閲覧を重ねて相談し、若泉本人に関する記述を確認するため日記を閲覧している。⁽⁵⁹⁾ 若泉はこの七月七日の項も読んでおり、著書のなかで、この日の渡米の依頼は佐藤と愛知によるものだ佐藤の日記の内容に反論している。

しかし、若泉は七月七日の佐藤首相や愛知外相との会談内容だけを持ち出して主張している。⁽⁶⁰⁾ すでに見たように、その前の六月二日の会談で先に渡米を提案したのは若泉である。佐藤は六月二日の若泉による提案を受けて、七月七日に若泉と会った経緯がある。佐藤の日記の記述が、状況をより正確にあらわしていると見るべきである。とい

うのも、外務省は、まだ日米共同声明の大まかな日本側案を示しただけの段階で、アメリカ側対案の完成を待っている状況だった。⁽⁶¹⁾ 外務省は、これからアメリカ側と日米共同声明の文言を詰めていくところで、急いで核兵器撤去の交渉を求める段階ではなかった。この日の佐藤は、若泉の提案に応じて、それなら情報収集のためにアメリカへ派遣してみようという程度の認識であったと思われる。以上の佐藤の姿勢が、前述の「慎重にやってくれたまえ」という彼の言葉になってあらわれたのだと思われる。

アメリカ側は、接触してくる人物たちに対し、例外なく厳しい立場を示し続けた。この頃、大浜信泉南方同胞援護会会長と末次一郎も、ワシントンDCで多くのアメリカ側関係者と会談し、情報収集を行っていた。大浜や末次の活発な動きが若泉を触発していたのかもしれない。同日ジョンソン国務次官は、大浜に対し、上院軍事委員会のサイミントン (William Stuart Symington) をはじめ指導的立場の人物たちが概して沖縄返還に反対であると伝えている。⁽⁶²⁾ 連邦議会の一部の議員の反応は、軍部の反発を反映したものであった。⁽⁶³⁾

そして、ちょうどこの日、国務省は、マイヤー駐日大使へ東京での本格的交渉の内容に関する訓令を行っている。NSCの次官級委員会が七月三日に決めていた今後の対日交渉の段取りでは、第一段階として、マイヤーによる日本側との接触が位置づけられていた。⁽⁶⁴⁾ こうして東京では、いよいよ日米共同声明に関する本格的討議がはじまろうとしていた。

同じ七月七日の夜、若泉は東京からNSCのハルペリン補佐官の自宅へ電話し、渡米の意思を伝えている。ハルペリンは翌七月八日に若泉へ電話を返し、キッシンジャー補佐官が会う意思があると伝えた。⁽⁶⁵⁾ こうして渡米の予定を立てたものの、若泉が思うような状況はなかなか形成されなかった。若泉の渡米の話が、木村官房副長官にも伝わっていたからである。同日、木村が若泉を昼食に誘い、「外務省は、総理の方針にどうも批判的なので困っているんです」

と述べ、「どうしても、首相官邸とホワイトハウスの間にホットラインが必要だ」として、若泉の渡米に対する期待の意を伝えた。若泉は、「口外されますと、できることがあるとしてもできなくなります」と口止めした。⁽⁶⁶⁾

若泉は、佐藤首相とニクソン大統領との間の「政治的ホットライン」を秘密裏に開設したいと考えており、単なる情報収集のためだけにワシントンDCへ出かけるつもりはなかった。⁽⁶⁷⁾しかし、筆者は、佐藤の意図はホワイト・ハウスの情報の収集にあり、この段階で若泉ルートを通じた核兵器撤去の秘密交渉を行うことは全く意図していなかったと考えている。理由として、第一に、佐藤が愛知外相や木村官房副長官と情報を共有していた点である。佐藤が秘密裏の「政治的ホットライン」の開設とホット・ラインを通じた交渉を行おうと考えたのなら、複数の政治家に話はない。外務省へ話が洩れた場合、若泉ルートが潰えるのは明らかだからである。第二に、外務省による日米共同声明の本格的交渉はこれからの段階であり、佐藤が急いで特使を交渉のために派遣する状況にはなかった。第三に、より重要な理由として、今回佐藤は、若泉に明確な交渉目的を託していない。この点は、一九六七年十一月の若泉の渡米が、「両三年内」の沖縄返還時期決定の目途づけを日米共同声明に盛り込むという佐藤の指示に基づいて実施されたことと比べると、対照的である。

マイヤー駐日大使は、同じ七月八日、ホテルオークラで着任後初の記者会見を開いている。マイヤーは、「米国は東アジアの諸国、とくに韓国に対する約束を考えなければならない」と語り、沖縄の基地と韓国との関係に言及した。⁽⁶⁸⁾他方、ワシントンでは、大浜が七月九日に日本大使館で記者会見し、「手放して楽観はできない情勢」と厳しい見方を示しながらも、「途中で腰を折ることなく、一貫して核抜き・本土並みの主張を貫かねばならぬ」と主張している。⁽⁶⁹⁾

こうしたなか七月一〇日、佐藤首相は改めて若泉と会った。このとき若泉は、彼と佐藤との間に、「政治的ホット

ライン」の意義や若泉の役割について「認識のギャップ」があると感じている。⁽⁷⁰⁾ 佐藤は、「政治的ホットライン」の開設にあまり意義を感じていなかったようである。佐藤の日記の記述も淡泊である。佐藤は、「結局小生の代りに渡米し、キッシンジャー君と懇談するとの事。勿論各方面とも内緒とする」と日記に書いている。⁽⁷¹⁾ 「結局」と書かれているので、佐藤が積極的だったようには読めない。前述の通り、後年若泉は佐藤の日記を閲覧しているが、その際に若泉はこの七月一〇日の項を読み、自分の渡米のことが、単なる情報収集ではなくキッシンジャーと「懇談する」と記述されていたことに気づき、心に留めている。⁽⁷²⁾ しかし、よく読むと、日記には「懇談するとの事」と書かれている。当該部分は、佐藤が自らの意思を書いたところではなく、むしろ若泉が述べたことを佐藤が書き残した部分として読める。

二年前と比べ、佐藤首相の状況は変わっていた。若泉の秘密交渉が功を奏した二年前、外相は佐藤と潜在的に対立していた他派閥の領袖三木武夫であり、外務省も佐藤の交渉方針に反対していた。⁽⁷³⁾ それゆえ佐藤は、外務省との連携に限界を感じ、若泉に独自の対米交渉を依頼したのである。しかも当時若泉は、ロストウ大統領特別補佐官と相識の間柄にあり、腹を割って話せるという強みを持っていた。しかし、一九六八年一月の改造内閣発足後、佐藤は愛知外相・保利茂官房長官・木村官房副長官と協力しながら外務省を説得し、外務本省の交渉方針を「核抜き・本土並み」返還に一本化し、対米交渉を展開していた。さらにすでに佐藤は、ニクソン大統領が一月の返還合意を念頭に置いていたことを把握していた。若泉による秘密接触は、佐藤が即座に飛びつくほどの妙案ではなかったのである。⁽⁷⁴⁾

佐藤首相が若泉と会った同じ七月一〇日の夕方、愛知外相はマイヤー駐日大使夫妻を料亭「吉兆」での晩餐に招待し、この席で、東京での交渉を開始することで合意した。晩餐に先立ち、愛知以下外務省幹部はマイヤーたちと討議を行った。はじめにマイヤーは、国務省の訓令の要点を文書で伝えた。文書は、第一項で東アジアでの緊急時におけ

る沖縄の核兵器の有効性に言及し、第二項で、韓国・台湾・ベトナムへの沖縄の米軍の戦闘作戦行動に関するいくつかの質問事項をまとめていた。そのうえでマイヤーは、六月の愛知訪米時に手交した核兵器に関する文書(75)の日本側の見解を後日提示して欲しいと求めた。このときマイヤーは、中国の急ピッチの核ミサイル開発を抑止するものが必要れば、ますます中国は核能力を向上することになるとの立場を示し、沖縄の核兵器の役割を指摘している。

この日は、早速韓国の問題が討議されている。マイヤーは、六月の日米共同声明の日本側案について質問するなかで、日米共同声明が「朝鮮議事録」と「EQUALLY EFFECTIVE」であるとの確信をえない限り、「朝鮮議事録」での合意を廃止することはしたくないと主張した。対して愛知は、「朝鮮議事録」を「いつまでも秘密にしておくことは適当でなく、文言は簡素化してもその趣旨をコミュニケーションに盛り込んで公表することが必要と思う」旨を論じた。さらに彼は韓国への対応について、「国民教育上秘密合意は好ましくなくと思う」と付言した。マイヤーは、前述の「下田フォーミュラ」案（米軍が駐留する国々への戦闘作戦行動を容認する案）の実現可能性を尋ねたが、愛知は「率直に言つて甚だ困難乃至不可能と思う」と返した。⁽⁷⁶⁾

この日の協議ののち、外務省は、七月一〇日にマイヤー駐日大使が手交した文書の第二項（戦闘作戦行動に関するアメリカ側の見解をまとめたもの）への回答を文書で準備している。外務省は一步も譲っていない。文書で外務省は、戦闘作戦行動について、改めて「秘密取極を行なうことは、適当な処理とは考えられず、また、その必要もない」との見解を示した。また、一方的声明の具体案として検討していた「韓国に関するステートメント」について、「日本政府の責任ある者が国会を通じる等適当な方式により日本国民に対して行なうことを予想したもの」であり、「一九六〇年の了解（「朝鮮議事録」）が見する事態をカヴァーするもの」（括弧内筆者）だと説明した。このように外務省は、「朝鮮議事録」を「韓国に関するステートメント」で置き換える案を再主張し、「日本政府が、特定の種類

の戦闘作戦行動に対し、あらかじめ同意を与えることは法的に不可能」と断言している。外務省は七月一六日、この文書を駐日大使館へ手交した。⁽⁷⁷⁾ 他方、この頃國務省は、まだ内部で日米共同声明のアメリカ側対案の作成中であった。⁽⁷⁸⁾ 愛知外相は、翌七月一七日にマイヤー駐日大使と協議を行った。愛知は、七月一〇日にマイヤーが手交した文書の第一項（核兵器の有効性に関するアメリカ側の見解をまとめたもの）に関する見解を文書にまとめ手交した。文書では改めて「核抜き」返還が求められている。⁽⁷⁹⁾ マイヤーは戦闘作戦行動の問題について、「米側としては口約束よりもっと確実で恒久的なもの」を欲していると述べ、「万一に備え秘密合意の形式」について考えてみたいと再主張した。

会谈で愛知外相は、事前協議制度の実質化のため、その実施の方法として、「外務大臣が先ず受けて総理の指示を仰ぎ直ちに回答出来る構えにしておくことが必要」と述べている。しかし、マイヤー大使は、「将来交渉の進んだところでお話したい」と深くは入らなかった。この日のマイヤーは、韓国への米軍の戦闘作戦行動の話題にこだわっていた。マイヤーは、「朝鮮議事録」を「韓国に関するステートメント」で置き換えるという外務省案に対し、事前協議で「日本に拒否権を与えている」と不安を表明し、一九六〇年の「朝鮮議事録」以下の内容のものを受諾するのは難しいと主張した。⁽⁸⁰⁾

ちなみにマイヤー駐日大使は、前述の外務省が七月一六日に手交した文書に言及し、一九六八年一月のプエブロ号事件やEC121機墜落事件のような場合の日本側の対応を確認した。愛知は、「搜索と救援 (Search and rescue)」という名目なら、「自由使用と実質的に同じであろう」と述べている。⁽⁸¹⁾ 沖繩の基地の問題については、引き続き韓国側も高い関心を寄せていた。同じ七月一七日、ワシントンでは韓国の国会議員団が、アメリカの国会議員と共同声明を発表した。韓国側議員団はアメリカ側との懇談のなかで、沖繩返還に懸念を表明している。⁽⁸²⁾

さて、東京で愛知・マイヤー会談が行われた同じ七月一七日、前日にワシントンDCへ到着していた若泉は、宿泊先のスタッター・ヒルトン・ホテルでハルペリンNSC補佐官と会談している。

この日若泉は、自分の役割について、「両政府最高首脳間にコンフィデンシャルな、政治的ホットライン」の開設を打診することで、それ以上のものではない」と述べたと回想している。⁽⁸³⁾しかし、ハルペリン補佐官が残した記録によれば、若泉はさらに踏み込んで自分の主張を展開している。ハルペリンの記録では、若泉は、「佐藤は、沖縄問題は首相と大統領との間の直接の政治交渉によつてのみ解決され得ると感じている」と伝えてしまっている。さらに若泉はハルペリンに、「国務省と外務省の交渉が進展する一方で、最もデリケートな問題はこのチャンネルで討議する」ことを提案しているのである。⁽⁸⁴⁾

以上の若泉の提案は、これまでの経緯から分かるように、佐藤首相の見解ではない。これらは若泉の私見であった。つまり若泉は、「政治的ホットライン」の開設だけでなく、当初から、「最もデリケートな問題」すなわち核兵器撤去の問題を自らの外交ルートで解決することを打診したのであった。

一方のハルペリン補佐官は、逆にこの機会を利用してアメリカ側の要求を提示している。若泉は、沖縄返還に関する決定的問題は何かハルペリンに尋ねている。ハルペリンは、NSC内で沖縄の優先順位が高い点や、ニクソン大統領が「核抜き」に好意的である点を伝え、若泉を喜ばせた。しかしそのうえでハルペリンは、事前協議において核の再持ち込みが必要なきには、日本が認めることもあり得るという明確な了解が必要だと述べたのであった。

加えてハルペリン補佐官は、外務省ルートで論点となっていた、沖縄の米軍の他国への戦闘作戦行動に関する交渉経緯を説明した。ただ、若泉は、外務省による交渉の中身を詳しくは知らず、以上のハルペリンの話に対してコメントはしなかった。あとで触れるように、どうやらこのときハルペリンは、戦闘作戦行動に関する秘密了解の案につい

ても言及していたようである。

そのうえでハルペリン補佐官は、重ねて有事の核持ち込みについて、「どうしても必要なときには、日本がイエスと言う」という保証をせめて両国首脳間での秘密の了解事項とでもしておかないと、そして、そのことは両方の後継者をも拘束するものにしておかないと、こっちの議会や軍部を説得できないのが現状だ」と強調した。これに対して若泉は、「日本の外務省は、特別の取り決めや秘密協定は一切やらない方針だが」と、七月七日の愛知外相の方針に沿って反論している。若泉は、「秘密協定など、今日の日本で可能なわけがないではないか」と思い、気を重くしている。⁽⁸⁵⁾

既述の通りハルペリン補佐官は、約一〇日前の七月一日に、大河原アメリカ局参事官へ沖縄からの米軍の戦闘作戦行動に関する秘密了解を提案していた。ハルペリンは、外務省に対してと同様、若泉に対しても、沖縄返還後の事前協議制度の問題について、秘密了解による解決を求めたのであった。同日ハルペリンは、キッシンジャー補佐官への報告のなかで、「あなたはこのチャンネルを使う際のイニシアチブを取ることが可能であろう」と進言している。その理由としてハルペリンは、外務省の強硬な姿勢に言及しているようである。⁽⁸⁶⁾ ハルペリンは、外務省の強硬姿勢によって対日交渉が難航した際に、外務省を介さず若泉を通じて佐藤首相に問題解決を直接打診できることを、若泉ルートの特長として捉えたものと見られる。

こうした秘密外交は、キッシンジャー補佐官の志向性にも合っていた。すでにキッシンジャーは、一九六九年の初頭にドブリン (Anatoli F. Dobrynin) ソ連大使へバック・チャンネルでのやりとりをもちかけるなど、国務省の専門家を軽視した秘密主義の外交を行いはじめていた。⁽⁸⁷⁾ キッシンジャーは対ソ外交において、直接交渉と秘密交渉の両方の手段を用いる「戦術家」になっていく。⁽⁸⁸⁾ バック・チャンネルは、ニクソン・キッシンジャー外交の特徴の一つ

になりつつあったと言える。

一方で、実は同じころ、ワシントンDCの下田駐米大使も、ジョンソン國務次官から「核抜き・本土並み」返還からの譲歩を求められていた。翌七月一八日、國務省でジョンソンと会談した下田は、かつて下田が提案した特別取り決め案である「下田フォーミュラ」案の実行可能性を尋ねられた。下田は、「東京ではかかる案の採用を困難とする状況である」と説明している。これに対してジョンソンは、「東京の反響にはいささか失望させられた」と厳しい言葉を返した。すると下田は、自らの妥協案（「下田フォーミュラ」）に制限的修飾句を付せば再考の余地があり得るかもしれないと述べ、「自分としては米側の要求をも満たし、日本側の国内事情にも適合する妥協案の発見にく慮しておる次第である」と答えたのであった。⁽⁸⁹⁾

こうしたなか國務省は、日米共同声明のアメリカ側対案を完成させている。アメリカ側対案は、アメリカ側のインシャル・ポジションを示したもので、「核抜き・本土並み」返還を求めた日本側対案と対立する内容であった。アメリカ側対案では、米軍の戦闘作戦行動の対象地域として、日本側案が言及していなかった台湾と東南アジアが明記されていた。また、沖縄の核兵器は返還後も存置する内容となっていた。⁽⁹⁰⁾

下田駐米大使が國務省でジョンソン次官と会談していた、同じ七月一八日の夕方、若泉は秘密裏にホワイト・ハウスのキッシンジャー補佐官と会談している。若泉は早速「政治的ホットライン」の開設を提案したうえで、核兵器の問題と、緊急事態の基地の自由使用の問題についてのニクソン大統領の考え方を尋ねている。このうち基地の自由使用の問題については、あとで触れるが、若泉は七月一七日のハルペリン補佐官の話を参考にしながら質問していたものと考えられる。この日若泉とキッシンジャーは、米軍基地の自由使用の問題について意見交換を行った。会談が終了すると、キッシンジャーは若泉に対し、会談の話をメモにまとめるよう依頼した。若泉は、キッシンジャーの秘書

にタイプしてもらいながら覚書を作成し、アメリカ側へ手交している。⁽⁹¹⁾

その間キッシンジャー補佐官は、午後七時二五分にキャンブ・デービッドにいたニクソン大統領へ電話し、若泉を通じて外交ルート開設の意思があるか尋ねている。ニクソンは、「国務省を軽率に扱わずに」と言及しながら、若泉ルートの使用を「試してみる」と答えた。⁽⁹²⁾その後アントニー・レーク (W. Anthony K. Lake) が若泉に対し、「政治的ホットライン」の設置についてニクソンの賛意を得たことを告げた。こうして若泉は、所期の目的であった、首脳間の「政治的ホットライン」の開設に関する同意を得たのだった。

しかし、この日若泉が作成してキッシンジャー補佐官へ渡した覚書には、見過ごせない問題があった。覚書では、米軍の戦闘作戦行動の問題についてもまとめられている。覚書の冒頭で、若泉は「政治的ホットライン」の開設を提案し、また核兵器の問題について、「できるだけ率直かつ正直な回答をいただけないだろうか」と要請した。問題はここにある。若泉は、もともと詳しくなかった緊急事態の基地の自由使用の問題について、佐藤首相は「柔軟でありかつ現実的である」と述べている。さらに若泉は緊急事態の基地の自由使用について、「大統領と首相との間の秘密の了解事項としておくべきか、あるいは何か別の方法を取るべきかという極めて重要な問題が出てくるであろうと思われる」と述べ、「もしそれが秘密の了解事項であるとしても、それは両国政府首脳の後継者を拘束するものになるであろう。これは、われわれが今後真剣な考慮を払わなければならないであろういま一つの主要な問題点である」と書いてしまっている。⁽⁹³⁾このように若泉の覚書は、戦闘作戦行動に関する秘密了解について、考慮を払うべき点として問題の存在を認めた表現になっているのである。

若泉は以上の覚書について、「愛知外相の説明を踏まえて、佐藤首相との入念な打ち合わせに基づいたもので、基本的な枠組みや内容はその範囲を逸脱していないつもりだった」と回想している。⁽⁹⁴⁾しかし、若泉が作成した覚書は、

佐藤首相と愛知外相の方針から外れていた。前述の通り愛知は、七月七日に秘密取り決めは結ばない方針を若泉へ伝えていた。佐藤、愛知、および外務省幹部は、過去の「朝鮮議事録」を廃止し、米軍の戦闘作戦行動に関しても秘密了解は行わない方針であった。

では、なぜ若泉は、このように戦闘作戦行動の秘密了解に対して「真剣な考慮」を払うという文言を覚書に挿入してしまったのか。若泉は、キッシンジャー・ルートの窓口を開くため、七月一八日のキッシンジャー補佐官の見解や、さらには七月一七日のハルペリン補佐官との会談内容を参考にして、覚書を作成していたものと思われる。⁽⁹⁶⁾前述の通りハルペリンは、七月一七日に若泉に対し、戦闘作戦行動の論点について説明している。このなかでハルペリンは、アメリカ側が秘密了解による保証を希望していることも併せて話した可能性がある。おもに新聞報道で交渉経過を辿っていた若泉は、外には伏せられていた、非公表文書をめぐる外務省とアメリカ側との交渉の経過や、過去の「朝鮮議事録」の問題の経緯などを十分に把握しないまま、覚書を作成した。また、すでにふれたように、渡米前の若泉の問題関心は、核兵器の問題へ向けられていた。若泉は、いま一方の戦闘作戦行動における事前協議の問題については、ワシントンでのハルペリンからの情報を参考にしながら、キッシンジャー補佐官との会談にのぞみ、さらに覚書を執筆していたものと考えられる。

同日の夜、若泉はホテルで改めて、事前協議制度の問題に関する勉強と準備を行っている。⁽⁹⁶⁾すでに一九六七年の秘密交渉のことがあり、若泉は、外務省関係者から信頼ある情報を直接得ることが難しくなっていた。このような制約のなか、若泉は首脳間の「政治的ホットライン」の開設と継続を意識して、秘密了解を検討事項として記した覚書を作成したのであろう。しかし、その結果、早くも若泉は、秘密取り決めは結ばないという七月七日に愛知外相が若泉へ示した方針と異なる見解を、ホワイト・ハウスへ伝えることになったのである。

このように一九六九年の若泉渡米は、一九六七七年の彼の渡米とは対照的に、はじめから佐藤首相・愛知外相と若泉との間で、ボタンの掛け違いが生じていた。

しかし、佐藤首相の交渉方針である「核抜き・本土並み」返還から逸脱した方向を検討していたのは、若泉だけではなかった。下田駐米大使も、前述のジョンソン国務次官の厳しい態度と要求を受け、外務本省で反対された「下田フォーミュラ」の修正案を検討していたのである。下田の案は、発表する日米共同声明はできるだけ簡単なものとし、その代わりに別途、愛知外相とロジャース国務長官との間で往復書簡を交わすというものであった。下田はこの往復書簡のなかで、緊急時の核兵器の沖縄への再持ち込みに対する日米の認識を示し、また、アメリカがすでに兵力を派遣している韓国とベトナムへの戦闘作戦行動を事実上認める案を検討していた。往復書簡案について下田は、それを外相と国務長官の「了解事項」という扱いにしても、合意議事録としても差支えないと考えていた。彼は七月一九日に以上の案を外務本省へ意見具申し、「これら文書はいかなる意味でも国会に提出すべき条約とはならない」と説明している。⁽⁹⁷⁾

しかし、筆者が見る限り、この往復書簡案は、一九六〇年の「条約第六条の実施に関する交換公文」の内容の変更にあたり、本来国会承認を得るべき事項であった。下田駐米大使の案を見てみよう。下田の案によれば、日米共同声明では、沖縄の基地の使用や、その使用が日米安保条約と付属取り決めの規定にしたがい行われる旨を簡潔に示すだけであった。⁽⁹⁸⁾ 具体的な話は往復書簡案でまとめられている。まず、国務長官の書簡案では、一九六〇年の「条約第六条の実施に関する交換公文」の内容が確認されている。そのうえで、核兵器の持ち込みにおける事前協議に関して、一九六〇年一月一九日付の岸・アイゼンハワー共同声明第二項にしたがい、「米国政府は日本国政府の意に反して行動する意図のないことを確認します」との文言を盛り込んだ。下田はこの文言により、「日本側にとつては、

核三原則の建前がそんな重ぜられることとなると共に、米側にとちては、アイゼンハワーの声明の引用により、特に軍当局及び議会軍事委員会等に対し特殊の影響力を及ぼすこと」をねらった。⁽⁹⁾

とくに問題が生じているのは、続く外務大臣書簡案である。外務大臣書簡案では、①事前協議が、日本政府がすでに熟知する国際的事態に対処し、かつ日本および極東の自由諸国の安全を保護するために必要とされる戦闘作戦行動に関するものである場合には、「日本国政府はこれにじん速な同意を与える方針であります」とされている。さらに、②「国連憲章に則^マしてとられた集团的安全保障措置の一かんとして、軍事行動がとられ、かつそのために既に米国軍隊が派遣されている極東またはそのしゅうへん地域に対する戦闘作戦行動である場合には、日本国政府は、国連そのものの基本方針に従い、これにじん速な同意を与える方針であります」とされている。②の部分は、もともとの「下田フォーミュラ」の内容を引つ張つてきたものである。⁽¹⁰⁾

以上の外務大臣書簡案は、米軍の戦闘作戦行動に「じん速な同意を与える」とされており、事前協議における日本政府の肯定の回答を前もって保証した文書になっている。したがってこの書簡案は、「イエス」もあり「ノー」もあるとする事前協議制度の建前を逸脱しており、一九六〇年の「条約第六条の実施に関する交換公文」を変更する内容であったと見るべきである。さらに、米軍出撃の範囲として、「既に米国軍隊が派遣されている極東またはそのしゅうへん地域」とされている。「しゅうへん地域」とあるので、これは、日米安全保障条約が定めた極東の範囲をはみ出している。かりにこれらの往復書簡が外に洩れてしまった場合、国会承認を必要とする事項を秘密裏に合意していると批判されたときの政府の弁明は、非常に難しかったと言える。すでに述べた通り、佐藤正二条約局長は、国会承認を得るべきかどうかの判断は、形式ではなく内容によると国会で公に表明していたからである。たとえ往復書簡を了解事項や合意議事録へ変えても、結果は同じだったと思われる。

下田駐米大使は、往復書簡案は日米間の「取り決め」ではなく、「将来オキナワ返かん協定を締結する際の参考事項」として位置づけ、「核抜き・本土並み」の前提のなかで説明しうると論じている。しかし、内容を読むと、この往復書簡案は法的に見て「本土並み」返還から後退した非公表文書案である。

さて、この間ワシントンDCに滞在していた若泉は、七月二一日、ホワイト・ハウスでキッシンジャー補佐官と再会している。若泉も厳しい状況を迎えた。若泉の回想によれば、キッシンジャーは若泉に対し、「緊急時の基地の自由使用」について、事前協議での同意を事前に保証するよう求めた。若泉がどこまで明確に論点を理解していたかは分からないが、ここでの「緊急時の基地の自由使用」は、沖縄の米軍の他国への戦闘作戦行動を意味している。

さらにキッシンジャー補佐官は、核兵器の問題についても取り上げ、「緊急事態が発生した場合、これは沖縄だけが、核をふたたび持ち込む必要が生じるかもしれない。その権利をわれわれは保持しなければならないと考えているが、日本政府としてどのようにしてその点を保証してくれるのか」と問題を提起した。そのうえでキッシンジャーは、「たとえばのことだが、両首脳間の秘密の了解事項として扱ってよいものかどうか、佐藤首相のお考えを聞きたい」と、秘密了解を求めたのであった。そして若泉は、一カ月後には回答することを求められている⁽¹¹⁾。

日本関係は、キッシンジャー補佐官がとくに関心を示さない分野の一つであった⁽¹²⁾。このころキッシンジャーは、問題に詳しいハルペリンNSC補佐官らの進言を受けながら、国務省が外務省に対して非公表文書による戦闘作戦行動と核の再持ち込みの保証を求めているのと同様に、若泉に対して秘密了解を求めたものと見られる。

こうして、国務省のジョンソン次官と協議を行っていた下田駐米大使も、秘密裏にホワイト・ハウスのキッシンジャー補佐官と会った若泉も、それぞれ、「核抜き・本土並み」返還からの妥協案を迫られる形となった。とくに下田は、アメリカ側が要求していた非公表文書による解決の意向を受けて、往復書簡案などを外務本省へ具申するに

至っていたのであった。

三 アメリカ側対案の手交とロジャーズ國務長官の来日

このころ、本土や沖縄では、七月二日（日本時間）のアポロ一一号の月面着陸が大きく報じられていた。しかし他方で、七月一八日付の『ウォール・ストリート・ジャーナル』が報じた、沖縄に配備されていた致死性の神経ガスがコンテナから洩れた事件が大問題となっていた。神経ガス兵器は、ベトナム戦争用に貯蔵保管されていたと考えられ、いつの間にか沖縄は、アジア随一の生物・化学兵器の貯蔵地となっていた。外務省は、返還後のガス兵器の国内持ち込みを断る方向で検討している。⁽¹⁶⁾七月二日、屋良主席はカーペンター（Stanley S. Carpenter）民政官に対し、翌二日にはランバート（James B. Lampert）高等弁務官に対し、ガス兵器の即座の撤去を求めた。七月二日、立法院は本会議で「致死性毒ガス兵器の撤去を要求する決議案」を全会一致で採択している。⁽¹⁶⁾国防省のヘンキン次官補は七月二日、沖縄からの化学兵器の撤去を決定したと発表し、沖縄に貯蔵されている神経ガスはGB（サリン）であることを明らかにした。

ガス兵器問題のさなか、防衛庁は七月下旬、四次防作成に向けて沖縄へ基地の視察団を送っている。⁽¹⁶⁾また自民党は、防衛二法（防衛庁設置法と自衛隊法）改正案の国会での可決を急いでいた。これは陸上自衛隊の定員六〇〇〇人増を骨子としたもので、日本側の防衛力の増強の姿勢を示す意味合いがあった。すでに六月二六日、防衛二法改正法案が衆議院内閣委員会で可決され、翌二七日には衆議院本会議で可決されていた。しかし、このあと国会は混乱した。自

民党は健保修正法案を衆議院本会議で強行採決し、七月一五日、混乱の責任をとって石井光次郎衆議院議長と小平久雄副議長が辞任を表明するという異例の事態となっていた。こうしたなか七月一七日、自民党は防衛二法についても参議院内閣委員会で強行採決し、野党は反発した。その後七月二三日の明け方午前五時三九分に、参議院本会議で防衛庁設置法と自衛隊法改正案が可決され、佐藤首相はロジャーズ訪日前に、防衛力増強問題について一つの区切りをつけている。

こうしたなか、國務省は七月二一日、完成した日米共同声明のアメリカ側対案を東京の駐日大使館へ送っている。翌七月二二日、オズボーン (David L. Osborn) 公使は東郷アメリカ局長へアメリカ側対案を手交した。アメリカ側対案は、ニクソン政権の要求を組み入れた、アメリカ側にとつての理想案であつた。⁽¹⁰⁾ アメリカ側対案では、核兵器の撤去に関する言及はなかつた。また、とくに韓国への米軍の戦闘作戦行動に対して、「吉田・アチソン交換公文」と「岸・ハーター交換公文」にわざわざ言及し、さらに韓国への戦闘作戦行動に対して事実上日本が事前の同意を与える内容となつてゐた。そして、脅威が存在する地域として、韓国だけでなく台湾と東南アジアが同列にあげられており、また極東の同盟国に対する攻撃が発生した場合には、日本政府が米軍の出撃に同意する内容となつてゐた。⁽¹¹⁾

このようにアメリカ側対案は、日本側の「核抜き・本土並み」返還の方針とは基本的部分において異なつており、事前協議制度の前提を考慮に入れたものではなかつた。ただしオズボーン公使は、アメリカ側対案について、日米共同声明以外の付属的な合意文書は考慮されていないと東郷アメリカ局長へ説明している。⁽¹²⁾ つまりアメリカ側は、非公表文書などは作らず、日米共同声明だけで解決を行う場合の案を提示したのであつた。駐日アメリカ大使館も、アメリカ側対案は外務省にとつて「きついもの」であると認識しており、アメリカ側は、外務省がそのまま呑むとは考えていなかった。⁽¹³⁾ このように國務省は、七月末のロジャーズ来日の段階では、核兵器問題について妥結する気はなく、

むしろアメリカ側の理想案を提示して外務省との交渉にのぞむつもりであった。

外務省アメリカ局は、すみやかにアメリカ側対案を検討し、二日後の七月二四日に日本側見解を文書でまとめている。アメリカ局は、強い言い方で再検討を求めている。文書では、日米安全保障条約を「そのまま (in tact, with no modification)」沖縄へ適用し、「なんらの追加的取極を必要とせざるべきことをきわめて重要と考える」とされ、さらに、「核兵器の存在を認める解決は日本にとり受諾の余地なきことを強調せざるをえず」と書かれている。そして、「行政府としては、事前協議制度に基づき留保されている最終的判断の権利を放棄することは許されず」、「戦闘作戦行動のための施設・区域の使用につきかかる事前の同意を与えることは、国会の承認を要する特別の取極なくしては行ないえない」と主張した。さらに、アメリカ側対案で米軍の戦闘作戦行動の地域としてあげられた「東南アジア」については、「極東」の統一見解上、フィリピンを除いて極東に含まれておらず、安保条約・関連取極の適用上独立の觀念として一定の取扱いをなしえない」と反論している。日本側にとって、とくに米軍のベトナム出撃を公に認めることは、世論の反発を招くので非常に難しかった。東郷アメリカ局長は、以上の点をまとめた文書を、同日オズボーン公使へ手交した。⁽¹⁰⁾

七月下旬、ワシントンを訪問していた関係者が帰国報告を行っている。まず七月二四日、大浜南援会長とともに渡米していた末次一郎南援評議員が帰国し、連邦議会議員を含めたアメリカ側の感触として、①一九六九年一月に沖縄の返還時期を決め、一九七二年の返還を実現する空気が強い、としながらも、②「核抜き」は認めても「本土並み」には応じられないとの考えが強い、③事前協議制度では緊急事態が発生した場合に時間がかかるので、緊急時に対応措置がすぐにとれるよう、事前協議制度ではなく常時協議制の形にし、事前に話し合っておくべきだとの考えがある、といった点を報告した。末次は、訪米報告書のなかで、愛知提案の「核抜き・本土並み」返還を堅持すべきと

主張しつつも、重要な諸点については佐藤訪米直前でもなお合意は得られない可能性を指摘した。⁽¹¹⁾

このころ、若泉も帰国していた。佐藤首相は七月二五日に若泉と約二時間会談し、報告を受けている。若泉は、ホワイト・ハウスが秘密了解案を提示したことを伝えた。しかし、佐藤は、「沖縄について、特別協定を結ぶようなことは、難かしい」、「どだい、そんなことはいまのわが国では無理な話だ」と提案を拒否した。佐藤は、やや不快な当惑気味の表情を浮かべて、「もうちょっと考えてみよう」とポツリと言っている。⁽¹²⁾

しかし、一方の若泉は、沖縄の核兵器の撤去のためには、「多少の秘密取り決めのようなのがあっても仕方がないのではないか」という気持ちに次第に傾きつつあった。若泉は、現実の見通しとして、秘密取り決めが効力を発するような事態が起こることはまず考えられないと認識しており、同時に、ある程度の譲歩ないし妥協がなければ話がまとまらないと感じていた。

さらに、この日若泉は、佐藤が首脳間の「政治的ホットライン」にそれほど乗り気でないとの印象を受け、若泉ルートを情報網の一つとしてしか位置づけていないのではないかと危惧を抱いている。若泉は、佐藤が「政治的ホットライン」を開くことを明確な言葉で頼んだわけでないことは自覚していた。しかし、彼は、佐藤の反応に不満を抱きながらも、自らの外交ルートを、愛知外相や木村官房長官にも秘密にしておくよう再度佐藤へ要求した。若泉は、秘匿性にこだわりすぎていたように見える。⁽¹³⁾

佐藤首相の消極的な反応は、当然ではあった。すでに述べた通り、前日に外務省は文書を通じて追加の取り決めは行わない方針を伝えたばかりであった。すでにはじまっていた愛知・マイヤー間の本格的交渉でも、愛知外相は秘密裏の了解は行わないと主張し続けていた。佐藤は、こうした外務省の交渉を見守っている段階だったのである。

他方、同じ日ニクソン大統領は、訪問地のグアムで、国内の軍事防衛に関してはアジア諸国が責任を持つて欲しい

との考えを述べた。⁽¹⁵⁾ この「グアム・ドクトリン」は、沖縄返還にともなう日本の沖縄防衛の責任の重要性を確認する機会となった。一方、ソ連のブレジネフ (Leonid Il'ich Brezhnev) 書記長も、このころアジアの集団安全保障構想を提起し、アジア諸国へ向けたメッセージを送っている。⁽¹⁶⁾

愛知外相は、七月二六日にマイヤー駐日大使と会談した。愛知は、「極東の範囲はフィリピン、台湾、韓国でありその他は周辺地域として解釈されている」と説明したうえで、東南アジアやベトナムなどの地域名や国名を日米共同声明に書き入れることは、日米安全保障条約の枠を逸脱する印象を与えるので、「同意出来ない」と主張した。また愛知は、改めて秘密取り決めは何としても回避したいと要求した。⁽¹⁷⁾

こうしたなか、ロジャーズ来日の打ち合わせのため、下田駐米大使が一時帰国している。前述の通り帰国前に下田は、米軍の戦闘作戦行動を事前容認する「下田フォーミュラ」の修正版として、往復書簡案を具申ししていた。このことを踏まえて下田は、外務省内で「下田フォーミュラ」の考え方を改めて説明している。彼の考えは、賛同を得なかった。外務本省は、「事前協議は要するにCASE BY CASE BASISで事態を審査するのが本旨であり、この権利を放棄ないし有名無実ならしめるようないかなる取決りも現行協定（「条約第六条の実施に関する交換公文」）の変更になる」（括弧内筆者）との厳格な法的解釈をとっていた。⁽¹⁸⁾

こうして、外務本省は従来通りの方針を維持しながら、ロジャーズ國務長官を迎えることになった。事前に國務省は、①沖縄の基地の最大限の自由使用、とくに韓国、台湾およびベトナムに関する自由使用を要求すること、②沖縄での核兵器の保有を強く主張し、核兵器の問題については九月のワシントンでの愛知外相との会談まで保留するよう提案すること、をロジャーズへ進言していた。⁽¹⁹⁾

七月二八日、ロジャーズ國務長官はニクソン大統領の佐藤首相への親書を携えて来日した。同じ日ワシントンで

は、国防省が沖縄の神経ガス兵器の撤去を完了したことを発表した。ワシントンの決定は、日本本土や沖縄の世論の軟化のためであったが、沖縄では七月二十九日、復帰協が行政機構内で大会を開いて引き続き米軍に抗議している。七月二十九日から東京で第七回日米貿易経済合同委員会が開催され、貿易・資本の自由化や繊維の対米輸出規制などの問題が討議された。七月三〇日、大平正芳通産相はスタンス (Maurice H. Stans) 商務長官から、繊維の対米輸出自主規制問題について日米間での二国間協定交渉を提案されている。大平は専門家の会議の開催自体には応じた。⁽¹¹⁾しかし、繊維についてはすでに五月九日、衆議院で自民、社会、民社、公明の四党がアメリカの繊維品輸入制限に対する反対決議を共同提案し、可決されていた。佐藤たちも、国会との関係上、簡単に妥協できない政治状況にあった。

七月三〇日、愛知外相とロジャーズ國務長官は沖縄返還について会談した。会談ははじめ一対一で行われ、その後牛場信彦外務次官以下外務省幹部やアメリカ側関係者が加わり全体会談へ移った。愛知は、一九七二年の「核抜き・本土並み」返還を基本線として確認した。そのうえで愛知は、事前協議について、「ある種の行動について予じめ全部米国の意志でやり日本の意志でやらなくてよいということになると、その部分のみ日本の主権から離れることになる」、「それでは日本の主権の下に帰ってくることにならないから困る」と主張した。愛知は、法的には「イエス」、「ノー」を言わせる協議の形を求めるが、運用面では実質的に日米の基本的な了解のもとに米軍出撃ができるようにしたいという考えを述べた。

愛知外相の念頭にあったのは、一九七〇年に期限が切れる日米安全保障条約の延長問題であった。愛知は、条約は「自動継続」にもつていくのが一番安全であると考え、沖縄返還に関連して日米安保条約の体系に変更を加えたり、国会承認を必要としたりするのは作りたくないと思えた。愛知は、「共同コミュニケは国会にかけないものであり、日本側提案の表現なら国会にかからない」と、改めて日米共同声明による解決の利点を説明した。その後愛知は、九

月に二度目の訪米を実施することを申し入れ、それまでに日米は日米共同声明の表現の問題を詰めていくことになった。⁽¹²⁾

七月三十一日には、佐藤首相がロジャーズ國務長官と会談した。会談は、事前協議のメカニズムに関する細かな交渉の場ではなく、日米安保体制の重要性を互いに確認する場となっている。佐藤は、日米関係を離反しようとする総評や学生の勢力を過小評価してはならず、「中共、ソ連も事ある毎に日米離間を狙うような発表などを頻繁に行なっている」と説明した。そのうえで彼は、「日米安保体制に基づく日米友好関係の基調をどこまでも守って行く」と強調している。佐藤は、韓国と台湾の存立が脅かされる場合、日本が極めて大きな影響を受けることは当然であるとの見解を示し、「若し韓国からこの問題について正式の申し入れがあれば、自分は返還後の沖縄基地ばかりでなく、本土の基地とあわせて韓国の後ろだてになつてやるという積りである」と言い切っている。また佐藤は、「日本の防衛力が整備されていけば、米国の負担も軽減され、その余力がインドネシア等に対する経済援助に向けられることを期待したい」と、防衛責任の話にも言及した。⁽¹³⁾

核兵器の問題に関する具体的言及はしなかったが、ロジャーズ國務長官は同日の記者会見で、佐藤首相の訪米までに双方の満足する形で解決することを確信すると表明した。⁽¹⁴⁾その後ロジャーズは、米軍機で帰国の途についている。このとき羽田空港では、マイヤー駐日大使が見送り人を装っていた暴漢から体当たりされ、もつれ転ぶ事件が起こった。暴漢はベンキはがしを持っていたが、気づいた警察官が、暴漢が体当たりする前に手から刃物を叩き落としていた。⁽¹⁵⁾重大な事態になりかねない、ショッキングな出来事だった。

こうして、沖縄返還交渉の「第二ラウンド」の重要局面である、ロジャーズ来日は終わった。佐藤首相は、沖縄返還合意へ向けて交渉が進展している感触を得ており、日記に、会談は「成功の部類か」と書いている。下田駐米大使

も、東京でのロジャーズの会談について、これまで自分が出席してきた会談のなかで「一番良いものであった」と感じていた。⁽¹⁸⁾すでに国内では、アメリカ側が「核抜き」をまだ認めていないのは、沖縄の基地の使用問題や核兵器の有事持ち込みとの取引材料として使うためであるとの見方が出ていた。⁽¹⁹⁾このように核の問題は残ったが、七月末のロジャーズ来日は、一月の沖縄返還合意という目標を確認する機会となったと捉えてよい。引き続き外務省は、戦闘作戦行動と核兵器の問題について、国務省と検討を進めていくことになる。

おわりに

以上本稿では、沖縄返還交渉の「第二ラウンド」と言われた、一九六九年六月の愛知訪米終了と国会報告から、七月末のロジャーズ国務長官の来日までの沖縄返還をめぐる対米交渉を考察してきた。ロジャーズの来日前に手交された、日米共同声明のアメリカ側対案は、日本側案と基本的立場において異なるものであった。アメリカ側対案は、米軍の沖縄からの戦闘作戦行動を日本側が事前に認める内容となっており、さらに、沖縄の核兵器の撤去には言及していなかった。ニクソン政権は、七月の段階では、沖縄の核兵器の問題や米軍の戦闘作戦行動の問題について妥結するつもりはなく、外務省が受け入れられない案を示したのであった。また国務省は、一九六〇年の「朝鮮議事録」の効力の維持を引き続き求めている。

七月末のロジャーズ国務長官来日の際、日米は互いに主張を展開した。外務省は、事前協議では「イエス」もあり「ノー」もあるという建前の維持を主張し、また非公表文書による米軍の行動の秘密裏の保証はできないとの立場を

示した。そのうえで外務省は、沖縄の基地の問題を「声明方式」で解決する方針を重ねて説明し、「核抜き」での沖縄返還を求めた。

他方この間、日米間ではバック・チャンネルが形成され、「二元外交」が展開することになった。七月の段階でキー・パーソンとなったのは、ハルペリンNSC補佐官であった。ハルペリンは、軍部との調整を踏まえて、渡米した大河原良雄アメリカ局参事官に対しても、秘密裏に接触してきた若泉に対しても、同じように返還後の米軍の行動に関する秘密裏の保証を求めている。ハルペリンの進言に沿って、キッシンジャー補佐官も、核再持ち込みに対する秘密了解を若泉に求めている。

日本側関係者の対応はさまざまであった。外務本省は、不安を感じながらも、引き続き特別取り決めは結ばないという目標の下、非公表文書の要求を退けた。国会における野党の強い圧力のなか、かりに外に洩れた場合の危険性を考慮すると、現実には外務省が非公表文書の作成を容認することは難しかった。

他方、在米日本大使館の下田武三駐米大使や、個別にワシントンDCを訪問した若泉は、ニクソン政権関係者からの直接の厳しい要求にさらされた分、譲歩が必要だと考えるに至っていた。本稿で見たように下田は、将来的な妥協案として、米軍の戦闘作戦行動を事前に認める往復書簡の作成を本省へ意見具申している。しかし、下田の往復書簡案は、外務省内で賛同を得られなかった。この点、外務本省は組織で諸問題に取り組んでいたため、「核抜き・本土並み」返還の方針が維持されやすかったと言える。

事態を難しくしたのは、若泉ルートの方であった。若泉は、外務省関係者と異なり、国会など国内政治のメカニズムや機構枠組みから離れて行動していた。その分彼は独自の判断で行動しやすい状況にあった。こうしたなか若泉は、ハルペリンNSC補佐官やキッシンジャー大統領補佐官との会談から、「核抜き」返還のためなら秘密取り決め

のようなものがあっても仕方がないと考え、秘密了解案の受け入れを検討しはじめたのである。

この段階に至り、日本側関係者の行動は二つに分かれてしまった。外務省と若泉は、互いの動きを知らずに、それぞれ逆の解決策を求めて行動するようになっていたのである。

七月末のロジャーズ國務長官来日ののち、外務省は、同年十一月の佐藤訪米に向けて、本格的な日米共同声明案の作成を行っている。沖縄の核撤去の解決方法をめぐり、日本側関係者の方針が二つに分かれるなか、このあと沖縄返還交渉はどう展開したのか。ロジャーズ訪日以降の対米交渉については、別途考察することにした。

- (1) 以上については、拙稿「沖縄の施政権返還交渉の開始」(『九大法学』第一〇二号、二〇一二年二月)一一五九頁、を参照。
- (2) 愛知外相は、一九六九年六月の自らの訪米と帰国後の国会報告から、同年七月末のロジャーズ國務長官との会談までの間を、返還交渉の「第二ラウンド」と称していた(三木健「ドキュメント・沖縄返還交渉」日本経済評論社、二〇〇〇年、一九五頁)。
- (3) 一九六九年の交渉に関する主要研究として、我部政明「沖縄返還とは何だったのか 日米戦後交渉史の中で」(日本放送出版協会、二〇〇〇年)、Priscilla Clapp, "Okinawa Reversion: Bureaucratic Interaction in Washington 1964-1969" (『国際政治』第五二号、一九七五年五月)六四一頁、河野康子「沖縄返還と地域的役割分担論——危機認識の位相をめぐって——」(『法学志林』第二〇六巻第一号、二〇〇八年八月)一一五七頁、同「沖縄返還と地域的役割分担論——危機認識の位相をめぐって——」(『法学志林』第一〇六巻第三号、二〇〇九年二月)九三—一四三頁、福井治弘「沖縄返還交渉——日本政府における決定過程」(『国際政治』第五二号、一九七五年五月)九七—一二四頁、宮里政玄「日米関係と沖縄一九四五—一九七二」(岩波書店、二〇〇〇年)。
- (4) 若泉敬「他策ナカリシラ信ゼムト欲ス 新装版——核密約の真実」(文藝春秋、二〇〇九年)。初版は一九九四年。
- (5) 河野康子「沖縄返還と有事の核の再持ち込み」(『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書」二〇一〇年三月九日)五七—八〇頁。また、公開文書から外務省の行動を辿り、日米共同声明の主要論点を考察したものとして、波多野澄雄

【歴史としての日米安保条約—機密外交記録が明かす「密約」の虚実】(岩波書店、二〇一〇年)二一七—二五九頁。

- (6) 森田吉彦【評伝 若泉敬——愛国の密使】(文藝春秋、二〇一一年)、後藤乾一「沖繩核密約」を背負って 若泉敬の生涯(岩波書店、二〇一〇年)。

- (7) 拙稿、前掲「沖繩の施政権返還交渉の開始」四一頁。

- (8) この点については、拙稿「一九六七年十一月の佐藤訪米と沖繩返還をめぐる日米交渉」(年報政治学 二〇〇九—二〇一〇年六月)二〇八—二二二頁、を参照。

- (9) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一八三六号「オキナワ返かん交渉」一九六九年六月一三日(「沖繩関係二〇」ファイル管理番号: 0600-2010-00032、レファレンス・ナンバー: H221819、CDポリシーーム名: H22012 [以下、0600-2010-00032、H221819、H22012、など略記]、外務省外交史料館所蔵)。

- (10) ただし訪米時愛知は、ボラリス潜水艦の寄港の場合は事前協議を通じて受け入れる意思を示していた。下田も、ベトナムへの戦闘作戦行動について、事前協議で「イエス」と言う場合がおそらくあるとすでに述べている(Telegram 92811, DOS to Tokyo, "Aichi Visit and Okinawa," June 7, 1969, The National Security Archive, *Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations, 1960-1976* [microfiche] Ann Arbor, MI: Bell & Howell Information and Learning, 2000) [hereafter cited as NSA], No. 1086)。われらは当時国会で言える話ではなかった。

- (11) 【説売新聞】一九六九年六月七日付朝刊。四月の岸訪米については、拙稿、前掲「沖繩の施政権返還交渉の開始」二四—二五頁。

- (12) National Security Decision Memorandum 13, "Policy toward Japan," May 28, 1969, NSA, No. 1074.

- (13) 拙稿、前掲「沖繩の施政権返還交渉の開始」三九—四二頁、在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二七三五号「大臣・国防長官会談」一九六九年六月五日(「沖繩関係二〇」0600-2010-00032, H221818, H22012, 外務省外交史料館所蔵)。

- (14) 「第六十一回国会衆議院会議録第四十六号」(「官報号外」一九六九年六月二日「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)二〇一一年五月二七日アクセス、以下、国会会議録については同様)五五—五六頁。

- (15) たとえば、在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、前掲「オキナワ返かん交渉」一九六九年六月一三日「Memcon, "Okinawa Negotiations," June 17, 1969 (石井修・我部政明・宮里政玄監修「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第一四期 日

米外交防衛問題一九六九年・沖繩編」第四卷、柏書房、二〇〇四年（以下、『集成 第一四期』第四卷、などと略記）五八—六〇頁。

(16) 米局長「外務大臣訪米随行報告」一九六九年六月七日（『沖繩関係』二〇）0600-2010-00032, H221818, H22-012, 外務省外交史料館所蔵。

(17) 「第六十一回国会衆議院外務委員会議録第二十四号」（一九六九年六月一三日）四、八頁。

(18) 「沖繩タイムス」一九六九年六月一四日付夕刊。

(19) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」、二六八—二七〇頁。

(20) 以上、楠田實／和田純・五百旗頭真編『楠田實日記——佐藤榮作総理首席秘書官の二〇〇〇日』（中央公論新社、二〇〇一年）一九六九年六月一三日の項。さらに佐藤は楠田に対し、間に人を介した他国とのやりとりについて「一長一短」と述べ、「何も言わないと自分の意向が先方に通じないし、と言つて、ものを言う中にも立つたものが言いふらすし、難しいところだ」と問題点を指摘している。楠田は、若泉に関する悪い情報が佐藤の耳に入っているのかもしれないと感じている（同前）。この日の楠田と若泉のやりとりは、『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』で言及がない。森田吉彦氏は、同書刊行前に末次一郎が、末次本人に関する部分の削除を若泉へ求めたために記述されなかった可能性などを指摘している（森田、前掲「評伝 若泉敬」、一七六—一七八、二六五頁）。

(21) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」、二七一—二七二頁。

(22) 「楠田實日記」一九六九年六月一八日の項。この日のことも、『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』では言及がない。

(23) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」、二七二—二七三頁。

(24) 同前。

(25) 佐藤は日記に、若泉との会談について、「御役に立てば渡米し、キッシンジャー補佐官と会ふとの事で、その打合せをする。七月下旬に更に打ち合はせする事」と書いている（佐藤榮作／伊藤隆監修『佐藤榮作日記』第三卷、朝日新聞社、一九九八年、一九六九年六月二二日の項）。

(26) 「楠田實日記」一九六九年六月二二日の項。楠田は、佐藤と若泉の間で「何らかの了解があつたようだ」と日記に書いてゐる（同前）。

- (27) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」、二七四頁。
- (28) 「第六十一回国会衆議院決算委員会議録第十九号」(一九六九年六月一七日) 七一〇頁。
- (29) 「琉球新報」一九六九年六月一九日付朝刊。
- (30) Telegram 4882, Tokyo to DOS, "Okinawa Financial Studies," June 17, 1969 (集成 第一四期) 第四卷 六二一六三頁、Telegram 4997, Tokyo to DOS, "Okinawa Financial Studies," June 20, 1969 (同前) 七三二七五頁。
- (31) 吉野文六氏(當時在米日本大使館公使)へのインタビュー(二〇一一年三月三十一日)。
- (32) 森田一氏(當時大蔵省主計局主計官補佐)への筆者らによるインタビュー(二〇〇九年二月一四日)。
- (33) 「第六十一回国会衆議院内閣委員会議録第三十四号」(一九六九年六月二〇日) 一四一五頁。
- (34) 同前、一六頁。この頃韓国と台湾は、継続して沖縄の基地機能の低下への懸念を表明していた。韓国の崔圭夏(Ch'oe Kyu-ha)外務部長官は、第四回ASPA閣僚会議中の六月一日の愛知外相との朝食の際などに、沖縄の米軍基地の敏速かつ効果的な活用が損なわれないよう求めている(「朝日新聞」一九六九年六月一日付夕刊、「琉球新報」一九六九年六月二日付朝刊)。同じく来日中の魏道明国民政府外交部部長も、六月九日の記者会見で、沖縄の帰属は日米両国だけでなく、サンフランシスコ平和条約により関係諸国が話し合って決めるべきだと沖縄の基地の役割を指摘した(「読売新聞」一九六九年六月九日付夕刊、「朝日新聞」一九六九年六月一〇日付朝刊)。
- (35) Memo, "Preparations for Okinawa Negotiations," June 19, 1969, The National Security Archive, *Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations*, Part II: 1977-1992 (Ann Arbor, MI: ProQuest Information and Learning, 2004), No. 38; Peter W. Colm, Rosemary Hayes, and Joseph A. Yeager, *The Reversion of Okinawa: A Case Study in Interagency Coordination* (U) (Institute for Defense Analyses, International and Social Studies Division, 1972) (U90008139B, 沖縄県公文書館所蔵), p. 67; 我部、前掲「沖縄返還とは何だったのか」六八頁。なおフィンは民政・行政グループの長も兼任した。そのほか経済・財政検討グループの長にはバーネット(Robert W. Barnett)国務次官補代理が、沖縄防衛の引き継ぎの検討グループの長には国防省のドゥーリン(Dennis J. Doolin)が就いていた。
- (36) Memo, "Preparations for Okinawa Negotiations," June 19, 1969, op. cit. 事前協議の対象となる予測可能な事例のリスト化の案については、拙稿「沖縄の施政権返還交渉の開始」三二一三七—三八頁。

- (37) Memo, "Preparations for Okinawa Negotiations," June 19, 1969, op. cit.
- (38) 「沖縄タイムス」一九六九年六月二一日付朝刊、「琉球新報」一九六九年六月二一日付朝刊。ちなみに同じ六月二〇日、一九六七年七月以降復帰問題について調査研究を進めてきた復帰問題研究会が解散している。
- (39) 「沖縄タイムス」一九六九年六月二四日付朝刊、「琉球新報」一九六九年六月二四日付朝刊。
- (40) 大河原良雄氏（当時外務省アメリカ局参事官）へのインタビュー（二〇一〇年一〇月一四日）。大河原のアメリカ訪問は、七月下旬の日米貿易経済合同委員会に向けた調整を兼ねていた。
- (41) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一九三二号「オキナワ問題（フィン部長内話）」一九六九年六月二五日（「沖縄関係」一〇」0600-2010-00032, H221819, H22-012, 外務省外交史料館所蔵）。
- (42) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一九八一号「オキナワ問題（ジョンソン次官内話）」一九六九年六月二七日（同前）。
- (43) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二〇一八号「オキナワ問題（ハルバリン内話）」一九六九年七月一日（同前）。
- (44) この点については、拙稿、前掲「沖縄の施政権返還交渉の開始」、二二―二二頁、も参照。
- (45) 東郷文彦アメリカ局長より下田武三駐米大使宛書簡、一九六九年七月一日（「沖縄関係」一〇」0600-2010-00032, H221819, H22-012, 外務省外交史料館所蔵）。
- (46) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二五〇号「オキナワ問題（ジョンソン次官との会談）」一九六九年七月一八日（「沖縄関係」一〇」0600-2010-00032, H221822, H22-012, 外務省外交史料館所蔵）。
- (47) 「沖縄タイムス」一九六九年七月一日付朝刊、「毎日新聞」一九六九年七月一日付朝刊、「琉球新報」一九六九年七月一日付朝刊。財務省は七月、現地調査チームを沖縄へ派遣している（Telegram 109088, DOS to Tokyo, "Financial Study of Okinawa," July 1, 1969【集成 第一四期】第四巻、一〇五―一〇六頁）。
- (48) 牟田弘国統合幕僚会議議長は六月一八日の自民党の安全保障調査会・国防部会の合同部会で、また宍戸基男防衛庁防衛局長は六月二五日の基地対策特別委員会で、それぞれ考えを述べている。ちなみに牟田は、戦術核兵器は抑止力として沖縄にあっての方がよいとも述べている（以上、「沖縄タイムス」一九六九年六月一九日付朝刊、「琉球新報」一九六九年六月二六日付夕刊）。

- (49) 『朝日新聞』一九六九年六月一五日付朝刊。
- (50) 『琉球新報』一九六九年七月六日付朝刊。
- (51) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、二七四頁。
- (52) 同前、二七五頁。前述の楠田秘書官が六月二日に若泉へ渡した総理官邸用のレター・ペーパーは、若泉が信任状の作成に使用した英文用公用箋であったと捉えてよい。
- (53) 同前。
- (54) 『楠田實日記』一九六九年七月七日の項。
- (55) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、八八頁。本野はオーラル・ヒストリーでは、若泉とのかかわりを曖昧にしている(政策研究大学院大学C・O・E・オーラル・政策研究プロジェクト『本野盛幸オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学、二〇〇五年、二二八—二二九頁、拙稿『初期佐藤政権における沖縄返還問題』『法政研究』第七三巻第三号、二〇〇六年二月、五一—四頁)。しかし、日米共同声明の論点とワーディングに関する若泉の正確な理解や、彼のワシントンでの隠密行動は、外務省の状況に精通した本野の協力がなければできなかったというのが、筆者の見解である。
- (56) 拙稿、前掲『沖縄の施政権返還交渉の開始』、三四頁。
- (57) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、二七五頁。
- (58) 『佐藤榮作日記』第三巻、一九六九年七月七日の項。佐藤は就寝前に一日をふり返って日記をつけることを習慣とした(五百旗頭真「解題——『楠田實日記』で読む佐藤政権」楠田、前掲『楠田實日記』、九四八頁)。この日の日記も、以上の佐藤の習慣や、夜の会合に出席したことが書かれている点から見て、就寝前の時間帯に書かれたものと考えてよい。
- (59) 佐藤信二氏への電話によるインタビュー(二〇一一年四月一日、二〇一一年四月一八日)。
- (60) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、二七六頁。
- (61) 前掲東郷より下田宛書簡。
- (62) Mencon, "Okinawa Reversion," July 7, 1969 (『集成 第一四期』第四巻) 一二六—一二七頁。
- (63) Clapp, "Okinawa Reversion: Bureaucratic Interaction in Washington 1966-1969," p. 6.
- (64) Memo, "Okinawa Negotiating Strategy," July 3, 1969, NSA, No. 1092; 我部、前掲『沖縄返還とは何だったのか』、九八頁以下。

- (65) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、二七六頁。若泉は、一九六〇年から一九六一年にかけての研究留学のときにハルペリンと面識ができていた（たとえば、後藤、前掲『沖縄核密約』を背負って、一〇九頁）。
- (66) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、二七六―二七七頁。
- (67) 同前、二七七頁。
- (68) 『朝日新聞』一九六九年七月九日付朝刊。
- (69) 『読売新聞』一九六九年七月一〇日付夕刊。大浜は、マコーマック下院議長、マンスフィールド上院院内総務、ジョンソン國務次官をはじめとする、相当多くの関係者と会談している。このころ大浜は南方同胞援護会に對し、アメリカ側の感觸として、①沖縄問題を早急に解決しなければならない点では一致している、②しかし、一九七二年の「核抜き・本土並み」返還という日本側の主張通りにはならないとの空氣が強い、③議会には強硬な意見があるが、沖縄に對する認識はかなり浅い、との旨を報告している（『琉球新報』一九六九年七月一〇日付朝刊）。
- (70) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、二七八―二七九頁。
- (71) 『佐藤榮作日記』第三卷、一九六九年七月一〇日の項。
- (72) 若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、二七九頁。
- (73) 一九六七年の佐藤と外務省の交渉方針の違いについては、拙稿、前掲「一九六七年十一月の佐藤訪米と沖縄返還をめぐる日米交渉」、を参照。
- (74) 若泉ルートに関しては、佐藤が外務省ルートを通じてアメリカ側から「核抜き」の保証を取り付けることが不可能であることを悟った結果、八月に私的な使者を派遣してホワイット・ハウスとの直接交渉に当たらせたとの見方がある（福井、前掲「沖縄返還交渉」、一一九頁）。しかし、一九六九年のバック・チャネルは、七月に、むしろ若泉の働きかけによって開設されたものとして捉え直す必要がある。この点、一九六七年と一九六九年の若泉の行動の位置づけは、分けて考える必要がある。
- (75) 六月の愛知訪米時、アメリカ側は西太平洋における核兵器の目的を説明した文書を愛知へ手交していた（Telegram 92811, DOS to Tokyo, "Aichi Visit and Okinawa," op. cit.）。
- (76) 以上、米北一長「沖縄返還問題に関する愛知大臣・マイヤー米大使会談」一九六九年七月一〇日（『沖縄関係二〇』0600-2010-00032, H221820, H22012, 外務省外交史料館所蔵）、『朝日新聞』一九六九年七月一二日付朝刊。

- (77) Memo, untitled, July 16, 1969 (「沖縄関係110」0600-2010-00032, H221820, H22012, 外務省外交史料館所蔵); 作成者不明(「米側質問IIに関する見解」一九六九年七月一六日(同前))。
- (78) 七月二五日、ブラウン国務次官補代理はジョンソン国務次官へ日米共同声明のアメリカ側対案を送り、ジョンソンの見解を求めつつある(Memo, Brown to Johnson, "Okinawa Communiqué - Action Memorandum," July 15, 1969, RG59, Records of U. Alexis Johnson, 1932-1977, Box 37, National Archives at College Park). なお、本文書の閲覧にあたっては、白鳥潤一郎氏(慶應義塾大学大学院)にお世話になった。記して謝意を表した。
- (79) Memo, "Comments on U. S. Statement of Purpose of Nuclear Weapons," undated (「沖縄関係110」0600-2010-00032, H221820, H22012, 外務省外交史料館所蔵)。
- (80) 米北一長「沖縄返還問題に関する愛知大臣・マイヤー米大使会談」一九六九年七月一七日(同前)、「Telegram 5907, Tokyo to DOS, "Okinawa Negotiations," July 18, 1969 (U90007112B, 沖縄県公文書館所蔵); 我部「前掲『沖縄返還とは何だったのか』」一五—一三〇頁。
- (81) 同前。
- (82) 『琉球新報』一九六九年七月一八日付夕刊。
- (83) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信セムト欲ス」二八—二八二頁。
- (84) Memo, Halperin to Kissinger, "Appointment, Friday, 18 July, 4:30 p.m.," July 17, 1969 (『集成 第二〇期』第三巻)一〇七一—一〇八頁)。ハルペリンは「若泉は、国務省と外務省の交渉が進展する一方で、最もデリケートな問題はこのチャネルで討議するという提案以外は、佐藤からの特別の提案を何ももっていない」とまとめている(同前)。
- (85) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信セムト欲ス」二八〇—二八二頁。Memo, Halperin to Kissinger, "Appointment, Friday, 18 July, 4:30 p.m.," July 17, 1969, op. cit.
- (86) Memo, Halperin to Kissinger, "Appointment, Friday, 18 July, 4:30 p.m.," July 17, 1969, op. cit. このころハルペリンは「それまで交渉のヒントを外務省関係者や若泉に助言していたときと異なり、キッシンジャー補佐官との関係や軍との調整をより重視した言動をとるようになっていたようである。
- (87) Robert D. Schulzinger, "Détente in the Nixon-Ford years, 1969-1976," in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad, eds., *The Cambridge*

- History of the Cold War*, Volume II (NY: Cambridge University Press, 2010), pp. 378-379.
- (88) Anatoly Dobrynin, *In Confidence: Moscow's Ambassador to America's Six Cold War Presidents (1962-1996)* (NY: Times Books, Random House, 1995), p. 195.
- (89) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、前掲「オキナワ問題（ジョンソン次官との会談）」一九六九年七月一日。
- (90) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二三五号「オキナワ返かん交渉」一九六九年七月一日（沖縄関係二〇）0600-2010-00032, H221822, H22-012, 外務省外交史料館所蔵）。
- (91) 若泉、前掲「他策ナカリシラ信ゼムト欲ス」、二八二—二八四頁。キッシンジャーは回想録で、七月一日に「佐藤の使者」（若泉）が伝えた佐藤の意向は、核と繊維の問題について基本的な原則問題でニクソンと了解に達したいというものであったと述べている（Henry Kissinger, *White House Years*, Boston, MA: Little, Brown, 1979, p. 330-331; ヘンリー・A・キッシンジャー／桃井眞監修・斉藤彌三郎他訳「キッシンジャー秘録 第二巻 激動のインドシナ」小学館、一九八〇年、三二—三三頁）。しかし、若泉が作成した覚書をもても、若泉は繊維問題に関する提案は何もしていない。若泉も、キッシンジャーの回想は事実と反していると反論している（若泉、前掲「他策ナカリシラ信ゼムト欲ス」、二九二頁）。
- (92) Telcon, President, 7:25PM, July 18, 1969, Nixon Presidential Materials, Kissinger TelCon, Box 2 (Nixon Presidential Library, Yorba Linda, California)。キッシンジャーは「この日ニクソンが「国務省の面倒をみているわけにはいかない」と述べたと回想しているが（Kissinger, *White House Years*, p. 331; キッシンジャー、前掲「キッシンジャー秘録」三三三頁）、実際の電話の記録では「ニクソンがそのような発言はしつゝなら」（Telcon, President, 7:25PM, July 18, 1969, op. cit.）。
- (93) 覚書の全文は「Memo, Wakazumi to Kissinger, untitled, July 18, 1969（『集成 第二〇期』第三巻）一一〇—一二頁、若泉、前掲「他策ナカリシラ信ゼムト欲ス」、二八五—二八七頁。
- (94) 若泉、前掲「他策ナカリシラ信ゼムト欲ス」、二八四頁。
- (95) 若泉は、七月一日にキッシンジャーへ話した内容について、「昨日聞いたばかりのモートの情報も参考にした」と回想している（同前、二八三頁）。ハルペリンの情報は、若泉の参考材料になっていた。
- (96) 若泉、前掲「他策ナカリシラ信ゼムト欲ス」、二八七頁。
- (97) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二五六号「オキナワ問題（意見具申）」一九六九年七月一日（沖縄関係

110] 0600-2010-00032, H221822, H22012, 外務省外交史料館所蔵)。

- (98) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二五七号「オキナワ問題」一九六九年七月一九日(同前)。
- (99) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二五八号「オキナワ問題」一九六九年七月一九日(同前)、在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、前掲「オキナワ問題(意見具申)」、一九六九年七月一九日。
- (100) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二五九号「オキナワ問題」一九六九年七月二〇日(同前)。
- (101) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」、二八八—二八九、三〇二頁。
- (102) U. Alexis Johnson with Jef Olivaricus McAlister, *The Right Hand of Power* (Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, 1984), p. 521; U. Alexis Johnson・ジョンソン／増田弘訳「ジョンソン米大使の日本回想」(草思社、一九八九年)二四〇頁。
- (103) 以上、「毎日新聞」一九六九年七月一九日付朝刊、「朝日新聞」一九六九年七月二〇日付朝刊、「沖繩タイムス」一九六九年七月二〇日付朝刊。
- (104) 「沖繩タイムス」一九六九年七月二二日付朝刊、「琉球新報」一九六九年七月二二日付朝刊、「沖繩タイムス」一九六九年七月二三日付朝刊、「琉球新報」一九六九年七月二三日付朝刊。
- (105) 「朝日新聞」一九六九年七月二二日付朝刊。
- (106) Telegram 120553, DOS to Tokyo, "Okinawa Communique," July 21, 1969, NSA, No. 1101; Telegram 5982, Tokyo to DOS, "Okinawa Negotiations," July 23, 1969 (『集成 第一四期』第四卷)一七一—一七二頁。
- (107) "Draft Communique," undated (『沖繩関係』二〇] 0600-2010-00032, H221820, H22012, 外務省外交史料館所蔵)、「共同声明米側案要旨」一九六九年七月二四日(同前)。
- (108) 米参「共同コミュニケーション米案の提示」一九六九年七月二三日(『沖繩関係』二〇] 0600-2010-00032, H221820, H22012, 外務省外交史料館所蔵)。
- (109) 在米国吉野臨時代理大使より愛知外務大臣宛電報、第二三六一号「オキナワ返かん交渉」一九六九年七月二六日(『沖繩関係』二〇] 0600-2010-00032, H221822, H22012, 外務省外交史料館所蔵)。
- (110) 作成者不明「共同声明米案に対する日本側見解」一九六九年七月二四日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』に係る調査関連文書No. 5」0611-2010-00793_05, H222144, H22013, 外務省外交史料館所蔵)。

史料館所蔵)、“Joint Communiqué: Comments on the U.S. draft,” July 24, 1969, *ibid.*; Telegram 6097, Tokyo to DOS, “Okinawa Negotiations,” July 25, 1969, NS4, No. 1105. そのほかアメリカ局は、「吉田・アチソン交換公文」と「岸・ハーター交換公文」に言及する意味はないと指摘した(同前)。

(11) 「沖縄タイムス」一九六九年七月二五日付朝刊、「琉球新報」一九六九年七月二六日付夕刊、末次一郎「沖縄問題に関する訪米報告書」一九六九年七月(要人往来(政府高官・民間)訪米その他地域) 0120-2001-02523, H220411, H22004, 外務省外交史料館所蔵)。

(12) 若泉、前掲「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」、三〇二—三〇四頁。

(13) 同前。若泉は、佐藤が「政治的ホットライン」の必要性に関する若泉の献策に同意しながらも、「慎重にすすめてくれたまえ」と付言していた点も理解しており、自らが独走気味であったと回想している(同前)。

(14) 若泉は、愛知外相と木村官房長官には連絡チャネルの開設が成功しなかった旨を伝えてほしいと佐藤に提案している(同前、三〇四—三〇五頁)。楠田も、「若泉氏はたいへん秘密保持の点を気にしている」、「少し度が過ぎていようだが」と日記に書いている(『楠田實日記』一九六九年七月二五日の項)。

(15) “Informal Remarks in Guam With Newsmen, July 25, 1969,” *Public Papers of the Presidents of the United States: Richard Nixon, 1969* (Washington, D.C.: United States Government Printing Office, 1971), pp. 544-556. すでにニクソンは「六月八日にチュー(Nguyen Van Thieu)南ベトナム大統領とミッドウェー島で会談し、八月末までに米軍約二万五千人を南ベトナムから引き揚げる」とで合意した。

(16) Memcon, “Soviet Ambassadors’ Consultation, Asian Collective Security, Khabarovsk Talks, Soviet-North Korean Relations, Aichi Trip to USSR,” June 24 (『集成 第一三期』第三卷) 一四四—一四五頁、『毎日新聞』一九六九年七月一二日付朝刊。その後ソ連は、七月二五日付の「イスベスチャ」でもアジア集団安全保障体制について解説している。中ソ紛争という状況から、ブレジネフの発言は中国を意識したものだと受け止められた。

(17) 米北一長「沖縄返還問題に関する愛知大臣・マイヤー大使会談」一九六九年七月二六日(『沖縄関係』二〇) 0600-2010-00032, H221820, H22012, 外務省外交史料館所蔵)。

(18) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二四九五号「オキナワ問題(ジョンソン次官との会談)」一九六九年八月一〇

日〔沖繩関係二〇〕0600-2010-00032, H221822, H22-012, 外務省外交史料館所蔵)。

(119) "Outstanding Issues on Okinawa," July 30, 1969, NSA, No. 1106.

(120) 『沖繩タイムス』一九六九年七月二九日付夕刊、『沖繩タイムス』一九六九年七月三〇日付朝刊、『琉球新報』一九六九年七月三〇日付朝刊。

(121) I・M・デスラー・福井治弘・佐藤英夫『日米繊維紛争』(日本経済新聞社、一九八〇年)七九一八頁。

(122) 以上、米北一「愛知外務大臣・ロジャーズ國務長官会談記録(沖繩問題)」一九六九年七月三〇日〔沖繩関係二〇〕0600-2010-00032, H221821, H22-012, 外務省外交史料館所蔵)・赤谷審議官記「愛知外務大臣とロジャーズ國務長官との会談要旨」一九六九年七月三〇日(外務省、情報公開法による開示文書、二〇〇六-〇〇七六三)° Telegram 6352, Tokyo to DOS, "Secretary's Private Talk with FonMin Aichi," August 3, 1969, NSA, No. 1109; British Embassy Tokyo to Far Eastern Department, FCO, "U.S.-Japan Ministerial Consultations," August 8, 1969, *British Foreign Office Files for Post-War Japan, 1952-1980*, Part 7, Reel 48, FCO 21/557.

(123) 赤谷審議官記「佐藤総理とロジャーズ國務長官との会談要旨」一九六九年七月三一日〔沖繩関係二〇〕0600-2010-00032, H221821, H22-012, 外務省外交史料館所蔵)。

(124) 『読売新聞』一九六九年七月三一日付夕刊。

(125) 『毎日新聞』一九六九年七月三一日付夕刊。

(126) 『佐藤榮作日記』第三卷、一九六九年七月三十一日の項、Telegram 133630, DOS to Tokyo, untitled, August 9, 1969, NSA, No. 1111.

(127) 『朝日新聞』一九六九年八月一日付朝刊。